

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

宮崎県東臼杵郡諸塚村

目 次

第1章 基本方針

1 現状と分析（基本的な事項）	5
（1）諸塚村の概況	5
ア 自然条件の概要	5
イ 歴史的条件の概要	5
ウ 社会的条件の概要	6
エ 経済的条件の概要	6
オ 諸塚村における過疎の状況	7
（ア）人口等の動向	7
（イ）過去の過疎対策の実績	8
（ウ）現在の課題及び今後の見通し	8
カ 諸塚村の社会・経済的発展の方向	9
（ア）産業構造の変化に伴う対応	9
（イ）経済的な立地特性に関する対応	9
（ウ）都道府県の総合計画等における位置付け	9
（2）人口及び産業の推移と動向	10
（3）諸塚村行財政の状況	13
2 計画の基本方針（地域の持続的発展の基本方針）	15
3 地域の持続的発展のための基本目標	16
4 計画の達成状況の評価に関する事項	16
5 計画期間	16
6 公共施設等総合管理計画との整合	16

第2章 長期ビジョン

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
（1）現況と問題点	18

ア 移住・定住	18
イ 地域間交流の促進、人材育成	18
(2) その対策	
ア 移住・定住	19
イ 地域間交流の促進、人材育成	19
(3) 事業計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
2 産業の振興	21
(1) 現況と問題点	21
ア 林 業	21
イ 椎茸産業	23
ウ 農 業	24
エ 商工業	24
オ 観 光	25
(2) その対策	26
ア 林 業	26
イ 椎茸産業	27
ウ 農 業	27
エ 商工業	28
オ 観 光	29
(3) 事業計画	30
(4) 産業振興促進事項	32
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
3 地域における情報化	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 事業計画	34
4 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	35
ア 道 路	35
イ 林道・農道	35
ウ 交 通	37
(2) その対策	38
ア 道 路	38
イ 林道・農道	38

ウ 交 通	38
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
5 生活環境の整備	42
(1) 現況と問題点	42
ア 給・排水施設	42
イ 廃棄物処理施設	42
ウ 住宅整備	42
エ 消防・防災施設	43
オ 自然環境の保全	44
(2) その対策	44
ア 給水・排水施設	44
イ 廃棄物処理施設	45
ウ 住宅整備	45
エ 消防・防災施設	45
オ 自然環境の保全	46
(3) 事業計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 事業計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
7 医療の確保	51
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 事業計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
8 教育の振興	53
(1) 現況と問題点	53
ア 学校教育	53
イ 社会教育	54
(2) その対策	55
(3) 事業計画	57

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	57
9 地域文化の振興等	58
(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	58
(3) 事業計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	59
10 集落の整備	60
(1) 現況と問題点	60
ア 集落整備の方針	60
イ 集落の再編整備	60
(2) その対策	60
(3) 事業計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	61
11 再生可能エネルギーの利用の促進	62
(1) 現況と問題点	62
(2) その対策	62
(3) 事業計画	62
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	63
(1) 現況と問題点	63
ア 一般社団法人ウッドピア諸塚	63
イ 特産品の生産と販売促進	63
ウ 公共施設等の適切な維持管理	64
(2) その対策	64
(3) 事業計画	66
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	66
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分	67

第1章 基本方針

1 現状と分析（基本的な事項）

（1） 諸塚村の概況

ア 自然条件の概要

諸塚村は、宮崎県の西北部、海岸線から 50 km 程、耳川を遡った九州山地の東面に位置している。総面積が 187.56k m² で、諸塚山（1,342m）を中心とする標高 1,000m 級の山々に囲まれ、地形は急峻で平地が乏しく、わずか 1% にも満たない農耕地が山腹や谷間に点在している。

河川は、九州中央山地に源流を持つ二級河川の耳川が隣接の美郷町西郷との境を流れている。さらに、村の中心部をセツ山川、柳原川の両支流が北から南に流れ、耳川に合流している。これらの河川は、高低差があり、水量豊富であるため、九州電力株式会社により、村内に 3 箇所の発電用ダムが構築され、水力発電に利用されている。

気象は、温暖多雨地域で、平均気温約 15℃ であるが、夏場の最高気温が 38℃、冬場の最低気温 -8℃ を記録しており、寒暖の差が大きい。降水量は 2,500～2,600 mm と年間を通じて多い。太平洋側に面していることから、年間を通じた日照時間は全体的に長いが、地形の起伏が大きいために、日照時間が少ない場所も多い。11 月から 4 月初旬には霜が見られ、冬期には積雪を記録することもある。

地質は、大部分が中世層の四万十層群に属し、多くは砂岩、粘板岩及び頁岩の層が北東から南西の方向にはしっている。北西山岳部には石灰岩層が露出しており、特異な地形を表しているところもある。また、一部の河川流域には、阿蘇カルデラの大噴火による火山性の灰石が点在しているが、土壌の大部分は水成岩を基岩とした土壌で、地味豊かで木材の生育に適している。

イ 歴史的条件の概要

古くは「高千穂の荘」と称して三田井家の所領であったが、文禄元年延岡藩の城主高橋元種のために滅ぼされ、以来延岡藩の所領となった。延岡藩は慶長 19 年有馬氏、元禄 6 年三浦氏、正徳 2 年に牧野氏と代替えしているが、内藤氏の代になって、明治 4 年に廃藩置県となり、県の管轄は延岡県、美々津県、宮崎県、鹿児島県と目まぐるしく変わり、明治 16 年 5 月再び宮崎県になり現在に至っている。

郡は古くより「臼杵の郡」と称されていたが、明治 17 年 8 月に東、西の 2 つの臼杵郡に分かれ、本村は当初、西臼杵郡に編入されていたが、昭和 24 年に東臼杵郡に再編入された。その間、明治 22 年 5 月に県令により、それまであった 2 つの村、家代村とセツ山村を合併して、新たに諸塚村と称することになった。

平成の大合併の際には、平成 15 年 12 月に諸塚村、西郷村、南郷村、及び北郷村の 4 村により法定合併協議会を設置し、協議を行ってきたが、平成 16 年 9 月～10 月に村内全域で行なわれた住民説明会で自立を望む声が多く寄せられたこ

とにより、同年 11 月に法定合併協議会からの離脱を決め、自立の道を進むことになり、現在に至っている。

ウ 社会的条件の概要

山間地にあり平坦地が限られている本村では、農地が小さい面積で集落のまわりに点在している。総面積の約 91%を占める森林のほとんどは民有林で、長年、「林業立村」を柱として取り組んできた成果で、杉や檜の針葉樹と椎茸生産用の櫟の人工林が大半を占めている。土地利用の面では、宅地や商工業用地を含めて増減は見られないが、山林の生産性や生活の利便性の追求で車道面積については増加してきている。

特に車道は、地域の発展を図る上で極めて重要である。国道 327 号は、沿岸部と山間地を結ぶ重要な路線で、日向市を起点に諸塚までの間、約 47 kmを車で約 50 分で結んでいる。国道 503 号は七ツ山川沿いに五ヶ瀬町を經由し、同町内にて国道 218 号と交わり、熊本市や延岡市に通じている。また、主要地方道諸塚高千穂線は柳原川沿いに高千穂町を經由し、同町内にて国道 218 号と交わり熊本市や延岡市に通じている。さらに、大規模林道・宇目須木線が 1,000m級の町村境となっている山々を越えて、諸塚村中心街と日之影町との間を全線片側 1 車線で結んでいる。

生活関連施設については、民間の医療機関は無く、村直営の診療所（定着医 2 名）で地域の一次医療を支えているが、今後も定着医師の確保を含めた医療体制を維持する課題を抱えている。学校教育施設は小学校が 2 校、中学校が 1 校あるが、児童生徒数の減少が続いている。また、給水施設については、4 箇所の簡易水道施設があるが、それ以外は、集落が点在していることから大規模な施設が整備できず、個々の集落毎に自己管理の給水施設を整備しており、その維持管理が課題となっている。生ゴミや不燃物等の廃棄物処理については、圏域の市町村で広域処理を行っているが、集落が点在していることから収集の効率が悪く、そのコスト面から収集回数を増やすことが難しい状況にある。また、最終処分場の確保も必要で、差し迫った重要な課題となっている。

エ 経済的条件の概要

村土の 91%が山林であり、わずか 1%に満たない農地は急傾斜の山腹や谷間にあることから、木材生産、椎茸や茶の生産、和牛繁殖の農林業の複合経営が主流である。農業面では、和牛繁殖の畜産や夏秋野菜を中心とした施設園芸等の専業農家の後継者が微増しているが、高齢化もあり、全体農家数が減少している。

林業面では、昭和 30 年代からの拡大造林の取り組みで、人工林率が約 68%で、その多くが伐期齢に達している。しかし、農林業離れによる就業者の減少と自営林業者の高齢化が進んできており、山林の手入れが十分に出来なくなって

きたことから、森林組合労務班組織の強化と、林業事業体の育成のほか、第三セクターの林業事業体ウッドピア諸塚により、新規就労者の確保と育成に取り組んでいるが、人材確保に苦慮している。

第二次産業従事者は、建設業等に従事者や、関連の生コン製造業、自動車整備等の従事者については、公共事業等の減少で、規模を縮小する企業もある。従事者の高齢化は、農林業と同様で、専門的な高い技術を持つ後継者が必要となってきたおり、技術者の人手不足が顕著になりつつある。

商業については、村中心部に商店街が形成されており、昭和 50 年代に商店街近代化事業による店舗等の近代化が図られたが、第一・二次産業の低迷や人口の減少や最寄りの大型店への顧客の流出などにより、厳しい経営状況が続いている。特に平成 16 年と 17 年に台風襲来による大規模洪水があり、中心商店街が壊滅的な被害を被ってしまった。10 年余りの歳月をかけて、その復興事業に取り組んできたが、復興期間のブランクにより、経営者の高齢化や意欲の減退等もあり、事業者数の減少が続いている。

村には、大規模な装置型の観光資源が少ないために、この分野での産業振興は低迷していたが、平成 10 年に「全村森林公園化構想」を掲げ、本村を取り囲む 1,000m 級の峰々を縫うようにして整備されている林道・通称「諸塚山スカイライン」の沿線に、「池の窪グリーンパーク」などの森林公園を整備し、それを活用した交流人口の推進が進められてきた。また、自然や景観、文化をそのまま活かす「エコミュージアムもろつか」として、起点にあるコア施設「しいたけの館 21」に村観光協会の事務局を置き、観光に関する総合案内窓口を開設した。この組織で平成 11 年から本格的に取り組んでいる都市部の人達と地域住民が農作業等の体験を通して交流を深める山村交流体験事業「エコツアー」は、20 数年経過し、村民の間にも定着し地域の活性化に繋がっている。また、集落にある空き家を改修し、体験交流・宿泊施設として使う「森の古民家」の整備や、農家民宿（泊）に取り組むなど、地域ぐるみの交流事業も展開されるようになり、観光面に対する村民の理解と参画が図られてきている。

オ 諸塚村における過疎の状況

（ア）人口等の動向

平成 27 年国勢調査時では、人口 1,739 人、世帯数は 686 戸となっている。村内全域に 88 箇所もの小集落が点在しており、そのほとんどで人口減少と核家族化による高齢化が進行している一方で、利便性の高い村の中央部にある村営住宅等に若者世代が集まってきている。人口の推移をみると、昭和 9 年までは 5 千人台で推移していた人口が、耳川の水力発電所工事が始まった昭和 10 年頃から急に増加し、昭和 12 年の塚原発電所建設時には 8,900 人台まで増えたが、工事の完了とともに減少に転じている。その後、次の諸塚発電所建設工事があった昭和 34 年から 35 年には再度 8 千人台と一時的ではあるが増加している。しか

し、その後は、今日まで減少の一途を辿っている。通学できる距離に高校が無いことから、中学卒業後の若年層の流出が目立ち、少子・高齢化の進行とあいまって、令和2年10月1日現在の高齢化率は46.1%に達している。

(イ) 過去の過疎対策の実績

過去の過疎対策では、農林業生産や生活環境基盤の整備と合わせて、社会体育施設、医療や高齢者福祉関連施設等の整備、若者定住住宅や住まい環境整備事業による後継者の定住を推進する生活環境の整備等を計画的、継続的に実施してきた。その結果、基盤施設の整備については、ある程度充実してきている。

(ウ) 現在の課題及び今後の見通し

諸塚村は、2020年から2024年までの第二次諸塚村総合戦略では、「森林業×未来×人×心「絆の価値創生の森・諸塚」をテーマとして、日本全国が人口減少社会を迎えている中で、本村も定住人口の減少を予測しつつ、それを交流人口の増加で補う政策を進めてきたところである。特にひとづくりを第一にとらえ、その地盤を担う集落＝自治公民館活動を評価し、その活動と行政との活動を根幹にするという考え方は、今後の諸塚村の自立のためにはとても重要になっている。

村の現在の課題は、同じような過疎地域だけの問題ではなく、日本全体の課題と密接な繋がりがある。まず、地球規模での温暖化対策が叫ばれる中で、森林資源の重要性が再評価されており、村土の91%を占める森林を、村が長年取り組んできた「林業立村」の下にいかに関守って行くかが大きな課題となっている。また、都会や近郊都市では地域や人の結びつきが薄まり、社会の機能が麻痺し、行政による公助だけではカバーしきれなくなっている中で、諸塚村の自治公民館制度においては、そこに住む人々がお互いに地域を支え、村を支え、国土を守り、地球環境を守る誇り高い人々を育てる自助、共助の互縁社会が構築されており、古くて新しい地域自立のモデルになる可能性がある。

さらに、都市部に先行して本格的な高齢社会を迎えている過疎地域であるが、現役で農林業を担っている高齢者も多いのは事実で、これは近い将来に都市が迎えることになる「高齢社会のモデル」でもあり、高齢者福祉の充実で生涯現役を目指すことも重要な鍵になる。

一方で、次代を担う後継者対策も大きな課題である。高校生の地元への就職率の低迷や派遣社員などの非正規社員の増加、さらに出会いの不足、晩婚化、出生率の低下など、若者を取り巻く環境は大きく変わりつつある。バブル期を経て「物の豊かさ」から「心の豊かさ」への転換がなされつつも、経済性のみを追求する風潮が残り「格差社会」とも言われる。山村の目指すものは、経済合理性に基づいた都市化社会ではなく、諸塚にあるもの、地域の特色を活かした「人間が環境と共生しながら生活する社会」である。

カ 諸塚村の社会・経済的発展の方向

(ア) 産業構造の変化に伴う対応

本村の基幹産業は林業であるが、平成 22 年度と平成 27 年度の国勢調査を比較してみると、就業者総数は、この分野の産業の低迷とともに次第に減少しつつある。農林業従事者の減少と高齢化という大きな課題を抱えている現在、農林業後継者の確保のために、村行政としても様々な支援策を講じている。

新たな林業担い手組織として、平成 2 年 5 月に村が発足させた「国土保全森林作業隊」は、5 年後の平成 7 年 3 月に「財団法人ウッドピア諸塚」として法人化し、さらに、平成 26 年 12 月には一般社団法人に移行している。現在 28 名（令和 3 年 4 月時点）で活動している職員は、森林を中心に国土保全を担う若手の集団として、住民から熱い期待を寄せられている。今後はより付加価値の高い農林業経営を目指す組織として育成していくとともに、より多くの若者を雇用することが求められている。

第二次産業については、建設業従事者が主であり、第三次産業とともに横ばい状態である。

産業経済の広域化等もあり、農林産物の販路の拡大を図る必要があり、一般社団法人ウッドピア諸塚の特産品販売部門の充実と、本村独自の販路の開拓及び付加価値を付けた加工品開発を推進している。特に主力となる椎茸の販路拡大と高付加価値商品の開発が急務となっている。

(イ) 経済的な立地特性に関する対応

本村の経済生活圏は、日向市や延岡市を核とした県北地域にあり、こうした状況は道路網や交通体系が大きく変化しない限り変わらないものと思われる。県北地域は県内でも最も広い面積を有しているが、交通網の発達の遅れから、経済的には県内の後進地域となっている。このような立地特性のため、広域行政にも取り組んでおり、平成 21 年度には、日向市を中心とする日向圏域、延岡市を中心とする県北圏域の両方で定住自立圏形成に関する協定を締結しており、圏域全体として活性化にも積極的に取り組む必要がある。また、平成 27 年 12 月には、本村と西臼杵 3 町、及び椎葉村を含む地域が国際連合食糧農業機関 (FAO) により「世界農業遺産」に認定されており、この地域に隣接する熊本方面の経済圏との連携を図ることも重要である。

(ウ) 都道府県の総合計画等における位置付け

これまで、第 6 次諸塚村総合長期計画（2021～2030 年）に基づき、21 世紀に向けて、本村がさらに飛躍するために、本村の進むべき方向・目標とこれを実現するための基本的な方策を推進してきた。今後は、さらに「宮崎県過疎地域持続的発展方針」を踏まえながら、本村の位置付けを明確にし、効率的な活性化を推進していくことが求められる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本村の人口は、表 1－1（1）のとおり昭和 35 年以降は減少の一途をたっている。

本村の基幹産業は、林業であるが、平成 22 年度と平成 27 年度の国勢調査を比較してみると、第一次産業の低迷とともにその就業者も次第に減少しつつある。

表 1－1（1） 人口の推移（国勢調査）

（単位：人、％）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実 数	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	8,048	5,636	△30.0	4,582	△18.7	3,872	△15.5
0 歳 ～ 14 歳	2,919	2,110	△27.2	1,498	△29.0	1,044	△30.3
15 歳 ～ 64 歳	4,693	2,101	△33.9	2,660	△14.2	2,377	△10.6
うち 15 歳～ 29 歳（a）	1,904	889	△53.3	634	△28.7	531	△16.2
65 歳 以 上 （ b ）	436	425	△2.5	424	△0.2	451	6.4
若 年 者 比 率 （ a ） ／ 総 数	23.7	15.8	—	13.8	—	13.7	—
高 齢 者 比 率 （ b ） ／ 総 数	5.4	7.5	—	9.3	—	11.6	—

区 分	昭 和 5 5 年		昭 和 6 0 年		平 成 2 年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	3,470	△10.4	3,212	△7.4	2,917	△9.2
0 歳 ～ 14 歳	760	△27.2	663	△12.8	580	△12.5
15 歳 ～ 64 歳	2,227	△6.3	2,018	△9.4	1,769	△12.3
うち 15 歳～ 29 歳（a）	497	△6.4	397	△20.1	280	△31.9
65 歳 以 上 （ b ）	483	7.1	531	9.9	568	7
若 年 者 比 率 （ a ） ／ 総 数	14.3	—	12.4	—	9.6	—
高 齢 者 比 率 （ b ） ／ 総 数	13.9	—	16.5	—	19.5	—

区 分	平 成 7 年		平 成 1 2 年		平 成 1 7 年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	2,687	△7.9	2,402	△10.6	2,119	△11.7
0 歳 ～ 1 4 歳	531	△8.4	397	△25.2	327	△17.6
1 5 歳 ～ 6 4 歳	1,494	△15.5	1,269	△15.1	1,045	△17.7
うち15歳～ 29 歳 (a)	212	185	185	△24.3	126	△31.9
6 5 歳 以 上 (b)	662	16.5	736	11.2	747	14.9
(a) ／ 総 数 若 年 者 比 率	7.9	—	7.7	—	5.9	—
(b) ／ 総 数 高 齢 者 比 率	24.6	—	30.6	—	35.3	—

区 分	平 成 2 2 年		平 成 2 7 年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数	1,882	△11.2	1,739	△7.6
0 歳 ～ 1 4 歳	237	△27.5	216	△8.9
1 5 歳 ～ 6 4 歳	929	△11.1	817	△12.1
うち15歳～ 29 歳 (a)	104	△17.5	90	△13.5
6 5 歳 以 上 (b)	716	△4.1	706	△1.4
(a) ／ 総 数 若 年 者 比 率	5.5	—	5.2	—
(b) ／ 総 数 高 齢 者 比 率	38.0	—	40.6	—

表 1－1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

(単位：人、%)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日			令和 3 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	2,590	—	2,308	—	△10.8	1,969	—	△14.7	1,537	—	△21.9
男	1,255	48.5	1,123	48.7	△10.5	963	48.9	△14.2	754	49.1	△21.7
女	1,335	51.5	1,185	51.3	△11.2	1,006	51.1	△15.1	783	50.9	△22.2

表 1－1（3） 産業別人口の動向（国勢調査）

(単位：人、％)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	3,964	2,548	△35.7	2,385	△6.8	2,064	△13.1
第一次産業 就業人口比率	53.5	63.2	—	64.3	—	63.4	—
第二次産業 就業人口比率	26.1	11.6	—	8.4	—	10.5	—
第三次産業 就業人口比率	20.4	25.2	—	27.3	—	26.1	—

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	2,057	△0.3	1,833	△10.9	1,654	△9.8
第一次産業 就業人口比率	54.8	—	55.5	—	50.7	—
第二次産業 就業人口比率	16.3	—	14.9	—	18.6	—
第三次産業 就業人口比率	28.9	—	29.6	—	30.7	—

区 分	平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	1,377	△16.7	1,222	△11.3	1,093	△10.6
第一次産業 就業人口比率	41.8	—	35.4	—	37.4	
第二次産業 就業人口比率	23.7	—	19.9	—	20.2	
第三次産業 就業人口比率	34.5	—	44.7	—	42.2	

区 分	平 成 2 2 年		平 成 2 7 年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総数	947	△13.4	970	+2.4
第一次産業 就業人口比率	41.4	—	40.0	—
第二次産業 就業人口比率	15.8	—	16.4	—
第三次産業 就業人口比率	42.8	—	43.6	—

(3) 諸塚村行財政の状況

近年の社会経済の多様化及び生活環境の高度化に伴い、村民の行政需要は、人口の減少とは逆に高まる傾向を示している。しかし、職員数の削減が続いているために、職員一人あたりの事務量は増大している。

そのため、本村では、「第4次諸塚村総合長期計画」を基盤とし、平成17年度に「諸塚村集中改革プラン」を策定し、平成19年3月には「諸塚村行財政改革大綱2007」を、さらに平成23年には、「第5次諸塚村総合長期計画」を基盤として、「行財政改革大綱2011」を、平成28年度には「行財政改革大綱2016」を策定し、令和2年度までに取り組む行財政改革を取りまとめ、行財政改革の考え方、実施方針等を定め、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化等を進めてきた。これからも令和3年3月に制定した「諸塚村行政改革大綱2021」に基づき、更なる取り組みの強化を図っていく必要がある。

財政状況については、別表1-2(1)のとおりであるが、令和元年度歳入総額3,455百万円のうち村税の占める割合は270百万円（構成比 7.8%）とわずかである。村税を含めて自主財源割合は2割台で、財源の多くを地方交付税や国県支出金に頼るしかなく、財政基盤が極めて脆弱な状況である。加えて、本村の経済を支える農林産物価格の長期低迷の状況にあり、さらに少子高齢化や人口減少、経済活動の変化で、村内各種事業所における事業収入、雇用の悪化等が進み、更なる税収等の減収が見込まれ、今後、厳しい財政運営を強いられることが予測される。

このように、財政状況は極めて厳しい状況であるが、過疎化と村民経済の低迷の中で、安定した財源を確保するため、ふるさと納税制度の活用促進と森林環境譲与税の有効な活用も図るなど、今後も国・県の各種制度を積極的に導入するとともに、地方債も計画的な活用を図っていく必要がある。

表 1－2（１） 市町村財政の状況

(単位：千円、％)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
歳入総額 A	3,670,995	3,512,902	3,455,760
一般財源等	2,183,151	2,084,962	2,084,431
国庫支出金	363,069	261,422	206,821
都道府県支出金	335,701	362,478	416,781
地方債	398,030	303,449	299,200
うち過疎債	126,100	183,700	191,000
その他	391,044	500,591	448,527
歳出総額 B	3,490,887	3,370,635	3,316,192
義務的経費	885,836	860,376	868,474
投資的経費	1,275,490	1,194,604	1,208,408
うち普通建設事業費	905,191	994,692	986,714
その他	1,329,561	1,315,655	1,239,310
過疎対策事業費	()	()	()
歳入歳出差引額 C (A－B)	180,108	142,267	139,568
翌年度へ繰越すべき財源 D	88,606	64,277	58,202
実質収支 C－D	91,502	77,990	81,366
財政力指数	0.17	0.18	0.20
公債費負担比率	13.2	12.6	13.3
実質公債比率	6.9	6.1	5.5
経常収支比率	81.7	84.5	83.0
地方債現在高	2,951,032	2,964,274	2,970,319

表 1－2（２） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 20 年度末	平成 26 年度末	令和元 年度末
市町村道 改良率 (％)	0.6	3.8	5.0	5.1	5.1	5.1
舗装率 (％)	22.0	38.0	51.3	25.4	27.5	27.5
耕地 1 ha あたり農道延長 (m)	14.0	68.0	81.7	96.8	136.8	85.1
林野 1 ha あたり林道延長 (m)	6.5	8.3	9.1	9.9	10.1	10.7
水道普及率 (％)	19.3	27.7	40.0	39.7	43.3	42.6
水洗化率 (％)	0.0	0.0	64.6	95.4	96.4	96.8
人口千人あたり病院診療所の病床数 (床)	9.0	10.0	11.7	13.5	10.9	11.9
小学校危険校舎面積比率 (％)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中学校危険校舎面積比率 (％)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2 計画の基本方針（地域の持続的発展の基本方針）

第6次村総合長期計画のコンセプト「森林業×未来×人×心「絆の価値創生の森・諸塚」」をベースに、村民を主役として、自立の村づくりを進める。特に以下の4つの戦略プロジェクトを中心に、総合的、かつ、計画的に事業を推進する。

① 自治公民館組織の充実

厳しい山村で、地域が一体となって対策に取り組むため、相互扶助の精神に基づく、自治公民館制度の充実が重要である。古くて新しい地域自立のモデルとして位置付けられる重要な組織であり、社会教育の場としても有効に機能しており、地域ばかりでなく、村全体を担う人づくりにも貢献している。今後も、行政と自治公民館が密接に連携を図りながら、活性化を進める。

② 生涯現役の暮らしやすい社会づくり

現役で農林業を担っている高齢者が、今後も生涯現役で活躍できるように村民の健康づくりの推進と高齢者福祉の充実に取り組む。また、道路網や公共交通基盤、及び情報通信網の整備、さらに、医療の充実等を図りながら、村民が暮らしやすい社会づくりを進める。

③ 若者定住政策

次代を担う後継者対策として、若者の定住促進事業を重点政策とする。具体的には、村内雇用の確保、農林業や商工業者の後継者づくりのための支援、住まいの確保、さらに、給排水施設、廃棄物処理施設などの住環境の整備も必要である。また、児童生徒に対するふるさと教育の充実や高等教育の機会均等も必要である。これらの取り組みに合わせて、婚活事業なども含め、村全体で総合的に取り組むことで、一人ひとりの役割を尊重し、長い目で見た成果が期待できる。経済合理性に基づいた都市化社会と一線を画し、諸塚にあるもの、地域の特色を活かした、人間が環境と共生しながら生活するという村の特色をより重視する。

④ 林業立村による産業振興

環境共生の村として、村土の91%を占める森林を大切に守り続けるためにも、「林業立村」の下に、これまで長年取り組んできた林業、椎茸、茶、牛の4大基幹産業をベースに、近年増えている高冷地園芸も含めた多品種複合の農林業複合経営が今後も地域の主産業となる。さらに、これからは、素材出荷に止まらず、これらを含めた地域資源に付加価値をつけ、顔の見える交流を起爆剤にし、産直住宅、椎茸の直販事業、加工特産品製造販売などを積極的に進める。また、観光事業の柱となる交流事業に加えて、もっと深い関わりのできる顧客づくりにつなげていく、関係人口の獲得に努め、顔の見える関係を基本に、村の地域資源を売り込む独自販路づくりを重視する。

3 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は以下のとおりとする。

目標指数	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）	備考
転出者数－転入数	－40	－7	
出生数	7	15	

4 計画の達成状況の評価に対する事項

本計画の達成状況の評価は、当年度の諸塚村地域創生本部会議等の評価と兼ねることとする。

5 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

6 公共施設等総合管理計画との整合

築年数が経過し、老朽化していく各施設を、利用者需要の変化に対応しつつ、将来の人口規模や財政規模にふさわしい行政サービスを安全かつ継続的に提供していくため、全ての公共施設のあり方を長期的な視点で考える「諸塚村公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に、また「諸塚村公共個別施設計画」を令和3年3月に制定し、計画的に施設管理を行っている。

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共個別施設計画」との整合性を図りながら、過疎対策を含めた施設の適切な管理を推進する。

公共施設等の管理に関する基本方針

基本方針①統廃合及び廃止の推進

新設が必要な場合、中長期的な数値目標の範囲内で、費用対効果を考慮して行います。施設の廃止により生じる跡地は、原則貸付売却による収益確保に努めます。見直しや改善の際には、指定管理者制度やPPP/PFIも含め、多様な選択肢から最も効率的、効果的なサービスが提供できる手法の導入を進めます。

今後の社会経済情勢や村民ニーズを的確に捉え、財政状況を考慮して、継続、改善、見直し、複合化、集約化、転用、減築、廃止などの取組を進め、保有総量を見直します。

基本方針②安全確保、維持管理、更新等の実施方針

定期的な点検や診断に基づき、各部位などの劣化状況を把握します。また、点検や診断結果は施設情報として整理し、共有します。

損傷などが発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全や改築などを行う「予防保全型」へと転換し、計画的な保全を図ります。

施設の安全確保のため、危険性の高い施設や廃止となった施設については、除却（建物解体）または売却を原則とします。

更新時には長期にわたり維持しやすい施設への改善を図ります。

更新時には、P P P / P F I も含め、最も効率的、効果的な運営手法の検討をすることが考えられます。

基本方針③長寿命化、耐震化の実施方針

今後も継続して保有する施設については、計画的に保全策を実施し、長寿命化対策を進めます。

耐震化に向けて、長期的な修繕計画の策定や日常点検の強化など、計画的な維持管理を行い、施設を安全に長持ちさせ、ライフサイクルコストを削減します。

建替や更新時期の集中化を避けることで、歳出予算の平準化を図ります。

道路や橋梁、上下水道施設などのインフラ施設は、施設種別ごとの特性や施設の重要性、緊急性を考慮し、耐震化等の安全性、財源などの視点から、計画的な維持管理を推進します。

保全費用の平準化を図るとともに、必要に応じ保全水準の見直しを行います。

基本方針④施設運営等の実施方針

施設の開館時間や人員配置の見直しを行い、より効果的な管理運営とします。

P P P / P F I などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービスの提供を進めます。

包括的な民間委託契約など効率的な契約方法の検討を行います。

基本方針⑤総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するための取り組みは、各施設所管部署と連携しながら、全庁で行います。必要に応じて職員研修の実施や既存の庁内会議を活用しつつ、今後の公共施設等のあり方について検討をすることが考えられます。

基本方針⑥フォローアップの実施方針

フォローアップにあたり、各公共施設等の所管部署と連携しながら、既存の庁内会議も活用しつつ、計画の確実な実行に向けた進行管理を行うこととします。

特に、固定資産台帳については、一定整備された段階で、本計画についても更新を行うものとします。また、計画が実情とかけ離れたものにならないよう、必要に応じて本計画を見直すこととします。

(「諸塚村公共施設等総合管理計画」より)

第2章 長期ビジョン

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本村の人口減少対策としての移住定住促進は、平成27年1月から本格的に取り組んでいる。まず、移住定住推進員を諸塚村観光協会に設置し、推進のための情報収集と希望者の受入コーディネート始めた。諸塚村は、自治組織がしっかりしているため、移住のためには、まず集落との融和が重要であり、いきなりの移住は好ましくない。そこで、お互いのお見合いの場として、試験的に諸塚村に滞在し、仕事や祭り準備、地区の共同作業などに携わり、移住の疑似体験をし、お互いの信頼関係の構築を先行させる「お試し滞在」を平成27年度から実施している。

その後、移住定住推進事業は、令和元年から諸塚村観光協会に代わり、移住者が運営する民間企業に委嘱し、お試し滞在から移住までの伴走型の密度の濃い事業内容として事業を推進する中で、移住者向けの実際に移住可能な住宅の不足や集落の受け入れ態勢づくりが課題となっている。平成26年度に集落の協力で空き家調査を実施し、活用できる空き家の絞り込みを行った。しかし、空き家の状態で長期間経過したため、老朽化が進んでいる住宅や、また仏壇や家財が残ったままで、持ち主の意向で貸し出しはできないという家も多くあった。

個人住宅の改修は、村民の場合は「住まい環境整備事業」の制度があるが、移住者向けの住宅改修制度創設とその活用推進による移住推進にも取り組む必要がある。

さらに住まいだけでなく、仕事場の確保、生活サポートなど、村全体での受入体制づくりとして、平成27年から諸塚村移住定住推進協議会を組織し、連携を深めている。

イ 地域間交流の促進、人材育成

本村では、都市部の人達と地域住民が農作業体験や山村文化に触れる機会を通して交流を深める「体験型交流ツアー」を平成10年度から始め、地域の活性化に繋がってきている。その後、諸塚村観光協会の事業の柱として推進され、交流事業が村民に浸透し、体験事業を積極的に受け入れる集落も増え、農家民宿や民泊に取り組む意欲的な家庭も出てきている。今後は、移住定住に繋がるように観光協会の体制を強化するとともに、地元住民自らで企画し運営する受け皿づくりが求められる。

また、本村では「諸塚方式」と呼ばれる全世帯・全住民参加の自治公民館活動において、公民館活動に参加することで、世代間交流や各機能部の活動支援を通じた人材育成を行う体制を構築している。加えて、令和元年度から始めた「もろつか未来塾」では、各公民館から有志が集い、講演やワークショップを通じて、本村の未来を担う次世代の人材を育成している。

また、村内小中学生に対し、主要産業である林業に対する知識を深めてもらう体験や講座の実施や令和元年に開校したみやざき林業大学校のカリキュラムへの積極

的な協力や通学補助を実施している。

今後は将来的に、実際にUターンへつなげられるような、具体的な取り組みも検討していく必要がある。

さらに地球緑化センターの「緑のふるさと協力隊」の受入は、村民と直に接する機会が多く、村民に高い評価を受けている。また、諸塚村独自の農林業ビジネスインターンシップ事業等により、都市部の人材を積極的に呼び込み、地域の人材と交流する機会としていることで、移住する実績もでてきている。

（２）その対策

ア 移住・定住

移住定住推進は、すぐに結果が出るものではないが、これまで通り、移住定住相談員によるワンストップの伴走型コーディネイトを続けるとともに、それをサポートする諸塚村移住定住推進協議会の支援も継続していく。

また、移住者向けの空き家調査に積極的に取り組むとともに、所有者と希望者とのニーズの調整、空き家改修の補助事業を創設し、受入の円滑化を図る。

同時に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく諸塚村の計画策定を行い、空き家の活用とともに、特定空家等に対しては、除却、修繕等の措置の助言又は指導、勧告、命令を検討する。

さらに、都市部に向けた情報発信として、移住相談会やリモート相談、空き家情報等のネット通信の充実等を図る。また、関係人口の創出・拡大を図り、顔の見える関係づくりを行っていくことで、移住・定住者の基盤づくりにつなげていく。特にIターン、Jターンだけでなく、協議会の協力による住民の情報も含めた地元出身のUターン促進にも努めて行きたい。

イ 地域間交流、人材育成

体験交流ツアー（諸塚型エコツアー）も回数を重ね、リピーターも定着し、インターネットによる情報発信や口コミなどで、新たな参加者も増加し、村を理解してくれる人々が増え、さらに村内産物の流通にもつながってきている。今後は、交流事業を中心となって進めている観光協会の職員確保や資質向上のための研修などを通じて、運営体制を強化し、よりレベルの高い交流事業に取り組む。また、引き続き、交流に活かせる地域資源の発掘と商品化を行い、受入の幅を広げる。さらに、集落が希望すれば、地元住民で企画し運営を行えるよう、地域住民や自治公民館、民間団体等との連携を深める。また、受け入れ集落での交流拠点の整備や施設の維持管理、持続可能な運営体制の構築などの支援を行うとともに、視察研修や講習会等を定期的に行い、地元指導者の育成にも取り組む。

また、村全体での交流及び人材育成の場として中央公民館の改修を期に、外部人材との交流も可能な機能を持った施設の整備を行う。

好評である緑のふるさと協力隊の他、国の推進する「地域おこし協力隊」制度も活

用した定住人材の誘致に取り組む。また、お試し滞在事業のほか、農林業ビジネスインターンシップ事業等を活用し、学生を中心とした都市部の人材を積極的に誘致しつつ、移住につながる関係人口の強化を図るとともに、地域の人材と交流する機会を設け、人材育成にもつなげる。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名（ 施 設 名 ）	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の 促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住者向け空き家改修事業 空き家改修補助、家財道具整理搬出	諸塚村	
		移住交流促進事業 都市部PR・移住相談、お試し滞在、移住サポーター	諸塚村	
		移住支援事業 移住支援金、起業支援金	諸塚村	
		関係人口構築推進事業 移住定住推進協議会、都市部拠点整備・交流	諸塚村	
		インターンシップ事業 大学生等のインターンシップ受入、住民との交流	諸塚村	
	(2) 地域間交流	地域間交流施設整備 地域住民交流施設の整備	諸塚村	
		地域間交流施設整備 集落の交流施設整備	諸塚村	
		地域間交流事業の推進 人材育成研修等	諸塚村	
	(3) 人材育成	村内人材の育成 人材育成研修等	諸塚村	
		緑のふるさと協力隊員受入れ事業	諸塚村	
		外部人材の受入育成 地域おこし協力隊等の人材受入	諸塚村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共施設個別施設計画」の整備・管理等の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 林業

① 森林の状況（数値は令和3年3月耳川地域森林計画書出典）

諸塚村の森林面積は、17,141ha（車道を除く。）で、総面積の91.4%である。そのうち民有林が16,793haで人工林面積は11,355haであり人工林率は67.8%となっている。主要樹種はスギ7,584ha、ヒノキ1,429ha、クヌギ2,508haとなっている。3齢級から7齢級までの保育対象林分が約22%あり、依然として下刈り、除間伐等の保育施業も重要であるが、伐期齢を迎えている人工林の計画的な伐採と伐採後の適切な再生林による管理が重要になっている。

② 労働力

林業の労働力は、耳川広域森林組合作業班員10班58人と（一社）ウッドピア諸塚森林環境部門16名、さらに、村内の民間林業事業者3社が中心となって、専門的に村有林や民間山林所有者の森林施業を受託している。

受託施業以外は、自営農林家において行われているが、高齢化が進行していることや農畜産業との複合経営が中心となっており、限られた量となっている。

③ 素材生産の状況

木材取扱の大半を占める耳川広域森林組合の取扱量は、年間32千m³程度となっている。1haあたり63mを超える村内路網密度や高性能林業機械の導入が、コストの削減に繋がり、伐期齢に達した山林の皆伐も増え、木材搬出量は年々増加している。平成9年度から取り組んでいる産直住宅の取組みによる葉枯らし材の普及も進んでいる。

④ 木材製品生産の状況

今後の林産地は、素材生産に止まらず、高品質の木材製品を自ら生産できる製品供給基地としての機能を持たないと定住人口の確保が出来ずに生き残れない。耳川広域森林組合の諸塚木材加工センターは、高品質の構造材を中心とした製品の生産で評価を高めている。今後は森林資源が高齢化し、径級の大きな大径材の割合が高まることから、それに合わせた製材設備が必要になっている。今後は戸建て住宅市場が縮小し、マンションや一般住宅のリフォーム市場が拡大するのは確実であり、それに対応できる内装製品の生産体制の整備が必要である。また、早期に整備した生産ラインの一部は老朽化してきており、計画的な設備の更新も必要になっている。

⑤ 森林認証の活用

平成16年10月に世界的な「森林認証」を取得したことにより、森林管理への客観的評価を得て林業関係者が自信を回復し、取り組みの意欲が上がり、林業の活性化と品質の高度化による木材需要の拡大が期待される。

⑥ 環境保全機能を活かす全国森林環境税の創設とJ-クレジット制度の活用

地球温暖化の影響が世界各地で異常気象として発生している中で、森林の持つ温室効果ガス吸収機能が重要視されている。しかし、林業の不振と担い手不足でその

機能を強化することになる適正な森林管理が、全国的に滞ってきている。そこで、適正な森林管理を推進する国税の森林環境譲与税が令和元年度から導入されている。また、温室効果ガスの削減策として、平成 21 年 12 月に、諸塚村、耳川広域森林組合諸塚支所、(一社) ウッドピア諸塚の 3 者による諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクトが、国の J-VER 制度に登録され、その後、平成 26 年 4 月に J-クレジット制度に移行している。

⑦ 問題点

材価の低迷等に起因し、自営林家の高齢化や後継者不足により、全国的に林業は危機的な状況に陥っている。森林組合作業班においては、作業班員の高齢化、(一社) ウッドピア諸塚においては、大きな財源として予定していた基本財産が低金利下で見込みを大きく下回っていることなど、極めて厳しい経営を強いられている。また、山林所有者の意欲の低下と高齢化により、所有者自らが行う森林施業が減少し、代わって高性能機械や機材を駆使する森林組合や林業事業体が作業を受託するケースが増え、大面積の皆伐が主流となってきた。このため再生林に必要な苗木の不足と植林や育林を担う労働力不足を引き起こしている。経済性のみを求めた人工林の皆伐は、地球温暖化による集中豪雨等の増加による林地崩壊の危険性を高め、大きな課題になってきている。さらに高性能林業機械の導入に伴う全幹集材により、枝条等の大量の堆積物が急傾斜の山元に出来、それらが朽ちて大量の水分を含んだ後に起きる崩壊に起因する林地崩壊の問題も起きている。一方で、再生可能エネルギーの見直しにより、宮崎県内でも多くのバイオマス発電施設の整備が進んでおり、従来捨てられていた林地残材が取引の対象となってきた。しかし、発電施設から遠距離にある村内の山林からの搬出には、多額の集積・搬送コストが必要で、課題となっている。

森林認証に関しては社会的な環境意識の高まりもあり、活用が課題である。木材生産・流通・加工に携わる村内関係者の意識の高揚と木材を使用する建築関係者や消費者への PR が重要で、優先的な活用を促す取り組みをさらに進める必要がある。

また、近年鹿や猪などによる植林した苗や成長途中の樹木の皮の食害も増加しており、広い面積への防護網の設置を含めてその対策が急務である。

⑧ その他

開発の余地がある新たな特用林産物の生産振興に今後も取り組んでいく。筍の栽培に適した竹林については、間伐等での竹林整備を推進し、林家の所得向上につなげる。

所有形態別森林面積

(単位：ha、%)

区 分	国 有 林	民 有 林				合 計
		県 有 林	村 有 林	そ の 他	小 計	
面 積	348	127	658	16,009	16,795	17,141
比 率	2.0	0.7	3.8	93.4	98.0	100

資料：諸塚村森林整備計画書（令和 3. 4. 1～令和 13. 3. 31）

林家数の推移

(単位：戸、経営体)

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
林 家 数	606	576	471	321	297	376
農 家 林 家 数	518	442	343	279	267	274
非農家林家数	88	134	128	42	30	102

資料：2015 年農林業センサス

イ 椎茸産業

椎茸産業は、調理に手間がかかることを嫌う消費者が増えてきており、一般家庭での消費量が減少している。一方で無農薬の原木栽培に拘る消費者も増えてきている現状もある。また、日本食のヘルシーさが世界的な脚光をあびており、原木椎茸については高級食材としての新たな引き合いも出てきている。2005 年には、FSC®森林認証を取得し、生産履歴の明確な安心安全の椎茸として、世界レベルの商品となっている。ただし、これまで続いてきた価格の低迷で、村内生産者の生産意欲の減退を招いてきており、高齢化の進行とともに生産者が減少している状況は変わっていない。

村内 4 箇所に効率化と規模拡大を図るために機械化された椎茸生産団地を造成したのをはじめ、各種補助事業の活用によるコスト削減に取り組むなど生産量を維持する取り組みは行っているものの、全体量は減少傾向になっている。

菌床椎茸については、原木椎茸に比べ取扱いが容易であり、高齢者にも手軽に取り組めるメリットがあることから、菌床ブロック生産施設の内容充実と新規の栽培者参入に向けての支援策を強化している。原木林は、椎茸栽培量の減少に伴い原木の需要が減り、伐木の適期を過ぎ、大径木化が進んでいる。さらに、高齢化と後継者不足により、原木林伐採後に針葉樹等の手間のかからない樹種への転換が進んでおり新たな課題となってきた。今後は、大径化した原木の有効活用と椎茸栽培に必要な適期で伐採した原木の安定確保に向けての計画的な取り組みが必要となってきた。

また、平成 23 年から菌床栽培施設による「キクラゲ」のブロック生産に取り組んでおり、村内生産者との協力体制ができつつあり、新たな製品として有望視されている。

る。

ウ 農 業

農地が山腹や谷間に小面積で点在しているため効率が悪く、機械化も難しいことから自給中心の農業である。また、鹿や猪による農作物被害も増加する傾向にあり、その対策に迫られている。さらに、担い手の高齢化も進み、農家数が年々減少し、耕作できない農地が増えてきており、兼業農家の比率も高くなっている。また、高齢化に伴い、優良な耕地でも耕作困難な事例も出てきており、農地の承継も課題になっている。

農家の経営形態は、林業を中心に椎茸や茶の生産、和牛繁殖等を組み合わせた複合経営が行われているが、規模も小さく経営基盤が弱い。近年は、高地の冷涼な気候を活かした夏秋野菜や花卉を栽培する園芸団地が3箇所整備され、高い市場評価を得てきているが、コストが高いこともあり、新たな面積を確保することは難しい。広大な自然が育む山野草等の資源を活用した栽培事業の検討も行った。

また、農産物の価格の不安定さから、将来性を懸念するなどにより、農業から他産業への労働力流出が続いている。

山間地である本村においては、農地の平坦化に始まり、機械化や施設整備に費用が嵩むため、新規事業を展開するためには一農家の資金のみでは困難であり、行政や農業団体等の支援が必要である。

農家数の推移

(単位：戸)

区 分	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年
世 帯 数	975	903	840	806	799	739	716	686
農 家 数	528	512	455	404	361	200	201	160
専 業	47	19	26	26	17	35	57	58
第1種兼業	225	262	171	110	43	30	34	19
第2種兼業	256	231	258	268	301	135	110	83
非 農 家 数	447	391	385	402	438	539	515	526

資料：2015年農林業センサス

エ 商工業

商工業の現状は、過疎化、高齢化という地域が抱える根本的な問題に加え、消費の低迷・規制緩和・金融不安・感染症による行動自粛などの影響により、経営環境の悪化は厳しさを増してきている。

他地域の商工会と同様に、本村の商工会も厳しい状況であり、国・県等の制度事業の導入により商店街の店舗改装や街路灯・立体駐車場の整備を行ってきたが、大きな購買力の増加には結び付かず、小規模商店の経営は依然として厳しく、商店数は

減少している。経営者も高齢化が進み、後継者不足が顕著である。基幹産業である農林業の不振や都市部への交通網の整備に伴い、購買者の村外流出傾向が見られる。さらに、村中心部の耳川沿いに主要な商店街が集中しているが、平成 16・17 年には連続して台風による大雨で耳川が氾濫し、甚大な被害を被った。その後、被害を受けた商店等を一旦撤去し、10 年余りの歳月を掛けて、土地利用一体型水防災事業による嵩上げ工事が行われ、平成 27 年に完成した。しかし、この間に経営者自身の高齢化と後継者不足、さらに、それまで商店街を活用していた顧客の離れ等が懸念され、嵩上げ工事が終わった元の場所での営業を諦める商店も出てきた。これを機会に新しいまちづくりをとの期待もあったが、商店個別の事情も絡み、被災前の状況に戻ることは難しい状況である。平成 28 年から商工業者育成支援事業として、村単独予算により、新規開業や後継者向け基盤整備、新規雇用の促進等の補助事業を創設し、支援を強化している。引き続き既存の商工業団体や経営者との連携を密にし、村民生活の日常に欠かせない物資やサービスを提供する商店街の新たな事業展開を含め、賑わいづくりを積極的に推進する必要がある。

オ 観 光

本村には、集客力のある名所・旧跡等が無く大きな装置型の観光施設はない。しかし、林業振興や散在する集落を繋ぐために整備されてきた村内を循環する行き止まりの無い道路や諸塚の山を象徴するモザイク林相等は、平成 27 年 12 月の世界農業遺産の認定もあり、観光資源としても注目を集めるようになっている。また、全村森林公園化構想のもとに、あるがままの森林自然景観や伝統的な山村文化を保全し、森林・林業と共存した美しい集落景観や山村文化を通しての新たな交流事業の展開は、大きな観光要素である。

村の大きなイベントとしては、「諸塚山山開き」や「世界森林認証祭り」、「諸塚クロスカントリー大会」、「村民文化祭」等がある。外にも、「九州玉入れ選手権」、「ぎゃあ祭」、「座頭神祭り」など地域や民間が主体となったイベントも定着している。

また、諸塚山スカイライン沿線に展開する形で、池の窪グリーンパーク、諸塚山溪流の里等のログハウスやオートキャンプ場、民家を改修した「森の古民家」等の宿泊施設等も村内各所に整備され、近年のアウトドアブームもあって、観光スポットとしてアウトドア派に高い人気を得ている。特に池の窪グリーンパークは、令和 2 年度までに全面改修に併せて、利用料の値上げを実施し、指定管理者の諸塚村観光協会の民間活力による持続可能な施設運営を進めている。

村全体は、春のアケボノツツジ、夏の深緑、秋の紅葉、冬の樹氷など四季折々の自然環境にも恵まれているため、黒岳や諸塚山等、未開拓の自然を活用した観光資源をさらに掘り起こして行く必要がある。これまでは、通過型の観光客が大半で大きな観光収入は期待されていなかったが、今後は、既存の旅館並びに民宿や公共の宿泊施設、さらに農家民宿、民泊等の育成を図り、滞在型の観光客確保も必要である。

諸塚村観光協会は、平成 13 年から「しいたけの館 21」に設置し、総合観光案内所

及び体験型観光のプロデュース基地として位置づけ、レストランや宿泊所の経営に取り組んでいる。平成 21 年からは事務局に専従職員を年次的に採用し、組織の充実強化を図り、平成 23 年 4 月には一般社団法人に移行した。平成 27 年 7 月からは、それまでの事務局の行政職員の兼務がなくなり、独立した経営を進めている。平成 28 年にはしいたけの館 2 1 の全面リニューアルを行い、観光案内から、レストラン等の観光施設の管理運営、さらに、交流ツアーの企画・運営、独自商品の開発と販売等、諸塚村の観光の主力を担っている。事業の拡大と高度化に伴い、全体を円滑に運営するためには、人事面を含めた組織と財政面での経営の安定が必要で、行政や商工会、自治公民館等との密接な関係づくりと支援が欠かせない。

(2) その対策

ア 林 業

- ① 適正な森林施業（時期、方法等）を実施し、健全な森林資源の維持・増進を図る。
- ② 林地の保全に配慮した計画的な伐採や伐採跡地の適正な再造林、長伐期林、複層林（帯状皆伐、択伐等）施業を推進し、森林施業、林齢の平準化を図る。
- ③ 葉枯らし等による自然乾燥材に積極的に取り組み、高付加価値化と生産コストの削減を図る。
- ④ 作業路網の適切な整備と維持を行い、除間伐を中心とする計画的な森林施業の推進とコスト削減を図る。
- ⑤ 森林認証の取得を契機に産直住宅事業をさらに推進する等、森林認証制度の更なる活用を図り、育てる林業から活用する林業への展開を図る。
- ⑥ 公的分収林や保安林、公有林の整備を推進し、公益的機能を果たす森林の整備を図る。
- ⑦ 一般社団法人ウッドピア諸塚並びに森林組合作業班の充実と強化を図る。
- ⑧ 課題となっている森林内の残渣物の処理を目的にした「木質バイオマス」の活用研究に、民間活力を導入して、取り組む。
- ⑨ 材価の低迷により、厳しい林業経営を強いられ、山林所有者の意欲の低下により、森林施業そのものが減少しているため、木材価格安定のための緊急対策事業を継続して講じる。
- ⑩ 間伐促進などの森林管理の財源を確保し、林業経営を安定させるため、森林の公益性を評価した森林環境・水源税創設等の活動をさらに促進する。J-クレジット制度を活用したクレジットの広域での販売を促進し、その収益を元にした林業担い手対策の充実を図る。
- ⑪ 鹿や猪など、有用木に害を及ぼす有害鳥獣対策として、鹿ネットの設置や、有害鳥獣捕獲後の食肉の利用を推進するためジビエ（野生鳥獣）料理の普及促進や処理加工施設の整備を実施する。
- ⑫ 開発の余地がある特用林産物の生産振興を推奨する、特に筍の栽培に適した竹林について、間伐等を行い栽培環境の整備を推進する。

- ⑬ 森林資源の山元での付加価値を付けるとともに、村内後継者の貴重な雇用の場である森林組合諸塚木材加工センターの施設整備への支援を行う。具体的には、老朽化した設備の更新と今後の建築ニーズの変化に対応できる新しいラインを導入し、大径材や長物材を有効利用し、内装製品などの新しい木材製品ニーズに対応できるようにする。また、林地に資源として残るクヌギやナラなどの広葉樹も含めた木材の有効活用ができるような、剥ぎ集成機械や研磨機械などの生産ラインの導入も検討する。
- ⑭ 育林施業の省力化を図り、森林整備の低コスト化を推進する。
- ⑮ 植林苗木の安定確保を図るために、苗木生産を推進するとともに周年造林が可能なコンテナ苗導入を推進する。
- ⑯ 就労環境の厳しい自営農林家及び就労農林家の環境改善を図るため、装備や就業環境の改善につながる資材の導入への支援を行う。

イ 椎茸産業

- ① 森林認証と HACCP（食品衛生管理手法）や GAP（農業生産手法管理）等により、トレーサビリティを確立し、「安心、安全」面のブランド化を図る。
- ② 椎茸生産施設整備時の支援を行い、村の特産品である椎茸の生産拡大を図る。
- ③ 直販事業による消費者や販売店と直接顔の見える販売方法の推進など、消費先まで見据えた生産体制を図る。
- ④ 団地化、機械化の機能を十分に発揮させ、消費者のニーズに応えられる商品の安定供給の体制づくりを推進する。
- ⑤ 大径原木を菌床栽培のオガコに活用するとともに、住宅建材、家具類、炭焼き等への多様な活用方法の検討と実証実験、試作などを積極的に行う。
- ⑥ 乾燥椎茸選別の内容充実と生産量全体に占める取扱割合をアップさせる。
- ⑦ 椎茸を使った加工食品の量を増やすとともに新たな椎茸の加工商品の開発に取り組み、村内での生産体制を構築し、村内雇用の場の確保と村民所得の向上を図る。

ウ 農 業

（一般作物等）

- ① 棚地になっている耕地の平坦化や新たな農用地造成・農業用排水路の整備、耕作道の開設・改良・舗装等の基盤整備を推進し、作業の効率化と安全性を高めるとともに生産性の向上を図る。また、優良農地については集積等を行い、認定農業者等の担い手の育成と規模拡大を図る。
- ② ビニール（雨除け）ハウス等施設化を図り、標高差や気象条件を活かした夏秋野菜（ホウレンソウ、ミニトマト等）、花卉（スイートピー、ラナンキュラス、ホオズキ等）、果樹（キンカン、ブルーベリー等）等、収益性の高い作目を導入する。
- ③ 園芸作物である野菜や花などの苗代を支援し、生産量の確保と価格の安定化を図

る。また、野菜価格の低落が生じた場合にはその差額を補填し、生産者の意欲低下を防ぎ、生産の継続を図る。さらに、ハウレンソウ等収穫作業時期が集中し、労働力が不足する際の支援労働力の確保対策にも取り組む。地域の特性を活かした山野草の栽培等の調査・研究を進める。

- ④ 村に適した作物の導入と定着を図り、後継者や新規就農者等の負担及びリスクを軽減するため直営実証圃を設置・運営する。
- ⑤ 農業・林業の連携を強化し、農地の有効活用を図るとともに、地域資源の掘り起こしと加工により、付加価値を高め、ブランド化と収益性の向上を図る。また、生産された青果物などを一元化するシステムを構築し、物流の効率化を図る。
- ⑥ 鹿や猪など、農作物に害を及ぼす有害鳥獣対策として、林業分野と連携して農地周囲への鹿ネットの設置や、有害鳥獣捕獲後の食肉の利用を推進するためジビエ（野生鳥獣）料理の普及促進や処理加工施設の整備を実施する。

（畜産）

- ① 肉用繁殖牛の導入費や畜舎改善費用に対する支援を行うことにより、繁殖雌牛群の改良と畜産農家の維持、及び飼養頭数の拡大を図る。
- ② 畜産農家の堆肥舎改善と堆肥供給施設等を整備することにより、環境保全型の畜産を推進する。
- ③ 畜産振興センターの経営の健全化を図る。

（茶業）

- ① 個人販売の高単価取引を継続するため、茶樹の更新や茶園管理の技術講習等を徹底し、品質の保持・向上に努める。
- ② F A化等整備された加工施設を活用して高品質で安定した製品の生産に努め、銘柄の確立（霧六峰）と付加価値を付けた販売を展開する。
- ③ 茶葉を活用した新たな商品として、ウーロン茶等の製品開発及び販路開拓を実施し、生産者の所得維持と茶業の継続を図る。

エ 商工業

- ① 商工業者に対する振興策を実施すると共に、中小商店の支援を行う組織として重要な役割を担う村商工会の運営の支援を行う。また、村内での購買の増加を図るため、村民の多様化するニーズに対応した商品の販売や商店街から遠い地域の購買者や高齢世帯等の買い物弱者に対する様々な買い物方法を検討し、商店独自のサービスのあり方等の研究も商工会を中心にして進める。
- ② 地元商店街活性化施策として、平成 12 年度から取り組んでいる割引商品券を活用した地域循環型の経済活性化を促進する。
- ③ 商工業事業者育成支援事業を充実させ、商店街などの中小自営業者向けの後継者対策や意欲ある若年経営者の起業支援を行い、民間活力の導入による地域振興を

図る。

- ④ 中央商店街のまちづくりについて、当事者意識の高揚を図り、自らが考え、行動する気運づくりを行うとともに、国・県の支援事業等を積極的に導入し、過疎地に適応した新しい地域の商店街づくりを行う。

オ 観 光

- ① 全村森林公園化構想の下に、森林公園やログハウス、森の古民家等の宿泊施設のニーズに応じた随時の整備改修を進め、良好な状態で利用できるよう適切な維持・管理を行う。また、黒岳や諸塚山の周辺など、魅力ある未発掘の観光資源の開発も行い、住民と育む山村文化を生かすことにより、滞在型の観光客の確保に努める。
- ② 関係人口や交流人口の拡大による地域の活性化や体験型観光を推進するため、古民家を改装した森の古民家「やましぎの杜」、「へいだの里」、「藤屋」と森の定住促進古民家「桜のつぼね」、「よしや」を拠点とし、森林文化を体験するツアー（諸塚型エコツアー）を観光協会を中心に推進する。また、観光施設のインターネット環境を整備し、オンラインツアーを推進するなど、新しい形の交流事業にも取り組む。
- ③ 一般向けだけでなく小・中学校や大学・民間団体、企業など様々な形で体験ツアーを実施しているが、今後は、都市部の人達や企業が山村に求めているものの把握・分析を行い、既存の施設や地域の自然や人的資源を活かし、公民館や地域主導型の交流事業を核とした体験ツアーを観光の一環として推進していく。
- ④ 交流事業の延長線上に、長期滞在型観光、二地域居住、定年帰農、若者就農などの段階的な移住促進事業を見据えた政策を推進するため、その受け皿として、より活用しやすい森の古民家の整備や産業体験施設などの整備を行う。
- ⑤ 本村の観光事業の中心を担う村観光協会で、観光施設の管理や体験交流イベント、特産品の商品開発などを主体的に実施できるように組織強化と人材の育成支援を行う。
- ⑥ 今後の観光事業の生命線である情報発信力の強化のため、ホームページやブログなどのネット媒体を活用するほか、通信紙などの紙媒体も引き続き充実させていく。また、総合観光案内所であるエコミュージアム「しいたけの館 21」の活用で、山村でもできる、山村ならではの情報発信基地機能を充実させる。
- ⑦ 平成 27 年 12 月の本村を含む高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定を契機として、世界的に評価された諸塚村の農林業複合経営等、個々の魅力アップをさらに図り、圏域全体で協力した情報発信を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名（ 施 設 名 ）	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	農作業道開設改良 L= 7,500 m	諸塚村	
		農用地造成 A= 7 ha	諸塚村	
		農業省力化促進 A= 6 ha	諸塚村	
		農用地造成、耕作道舗装	諸塚村	
		かんがい用排水路	諸塚村	
		諸塚村茶部会活動事業 会員 140 名	諸塚村・J A	
		茶園予防事業	諸塚村	
	林業	作業道開設及び整備事業	諸塚村	
		村有林造成 保育 A= 400 ha	諸塚村	
		公的分収林造成 造林 A= 25 ha	諸塚村	
		森林認証制度活用事業	諸塚村	
		木材価格安定緊急対策事業	諸塚村	
		J-クレジット制度活用事業	諸塚村	
		鳥獣害対策事業	諸塚村	
		木材加工施設装置 (第2工場製材機械更新)	耳川広域森林組合	
	林業	椎茸共同選別場整備事業	諸塚村・J A	
		菌床栽培施設改修事業	諸塚村・J A	
		椎茸加工品生産施設整備事業	諸塚村	
		森林・林業DX事業	諸塚村	
		自伐林家育成支援事業	諸塚村	
		諸塚村椎茸部会活動事業 会員 140 名	諸塚村・J A	
		椎茸原木購入補助	諸塚村	
		椎茸種駒購入補助	諸塚村	
		椎茸選別補助	諸塚村	
		椎茸生産労力軽減対策事業（7/25/27整備支援）	諸塚村	
	過疎地域持続的発展特別事業			

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名（ 施 設 名 ）	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
2 産業の振興	(3)経営近代化施設 農業	繁殖牛保留増頭事業 125 頭	諸塚村	
		牛舎改善事業 10 棟	諸塚村	
		小規模堆肥舎改善事業 5 棟	諸塚村	
		ミニトマト生産ハウス建設事業	農事組合	
	(4)地場産業の振興 試験研究施設	資源開発推進事業 大径木活用等	諸塚村	
		直営農場運営補助 1 件	諸塚村・J A	
	生産施設	椎茸生産施設整備補助	諸塚村	
		特用林産物生産振興事業 (ワサビやタケノコ等)	諸塚村	
		園芸作物価格安定補助 (野菜、花等の苗代補助)	諸塚村	
		畜産振興センター施設整備 (肥育センター・家畜集合施設・給水設備)	諸塚村・J A	
		堆肥処理施設整備	諸塚村・J A	
		家畜移動車輦整備 (家畜積載車輦の整備)	諸塚村・J A・ウッドピア	
	流通販売施設	野菜価格安定対策事業 (価格低落時の価格差補填)	県・村他	J A・経済連・生産者
		新青果物一元流通システム化事業 (物流対策)	村・J A	
	(7) 商業 その他	商工業振興事業	村・商工会	
		地域商品券発行事業	商工会	継続的な商品券の発行による地域商店街の活性化
		自営業者後継者育成・起業支援事業	村・商工会	
		諸塚商店街まちづくり推進事業	村・商工会	
		空店舗対策事業	村・商工会	
	(8)観光またはレクリエーション	観光事業推進事業	村・観光協会	施設管理・イベント開催による消費拡大
		観光協会組織強化事業	村・観光協会	組織体制整備
		交流の村づくり推進事業	村・観光協会	交流事業の企画運営・広報
		観光施設管理民間活力推進事業	諸塚村・観光協会	
		公園・広場等整備事業 森林公園管理(美観維持)	諸塚村	
		体験交流メニュー造成・実証事業	諸塚村・観光協会	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
諸塚村全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売事業、旅館業など	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共施設個別施設計画」の整備・管理等の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

平成 12 年度に防災無線施設の整備に取り組み、全世帯に受信機を設置した。これにより、防災はもとより、村内全戸に定時のお知らせ利用等が可能となり、村内の情報共有に大いに活用されるようになった。村民生活に欠かせない施設となっているが、施設の老朽化への対応やアナログ電波を使っていることから、消防による移動系防災無線と村内世帯向け同報系防砂無線を平成 26 年～28 年にデジタル化工事を実施している。

インターネット環境では、情報通信格差の解消および地上デジタル放送に対応するため、村内全世帯並びに各地域にある集会施設等に光ファイバー網による高速ブロードバンド社会に対応したハードの整備を平成 22 年度に実施した。その後、平成 25 年に、その光ファイバー網を活用して各家庭へのラジオ配信を開始した。さらに、インターネット設備は、令和 2 年度に庁舎内通信施設の改修を実施している。

しかし、村外のインターネット通信手段の選択肢が少なく、大きな年間通信費が発生している。施設の維持費の負担が大きいこと、今後も更新期間が 5～10 年と短いインターネット設備の更新経費および 4K8K 等の設備の高度化が進む、放送設備の更新が大きな課題となっている。また、施設の有効活用も重要である。

携帯電話は、電話会社によっては、村内のあちこちに不感地域がある。屋外で働く農林業者や野外型の観光施設が多い村内に訪れる観光客にとって携帯電話は必要性が高く、様々なところから要望が村に寄せられており、対応が急務である。

行政情報化については、自治体 DX（デジタルトランスフォーメーション）等の対応も必須となっている。ICT（情報通信技術）の活用は重要であるが、大きなコストがかかるため、その負担軽減を図りながら、行政手続きの効率化や村民生活の質の向上に繋げることが重要である。

(2) その対策

平成 22 年度に FTTH 整備（ファイバー・トゥ・ザ・ホーム）を整備した。この施設を活用して、教育、行政、福祉、医療、防災などの地域イントラネットを充実させるとともに、民間活力も導入しながら、ネットワーク網の運営管理を推進する。

新たな ICT 社会に対応したインターネット設備の更新や通信速度の改善を随時実施し、厳しい山間地の情報通信格差の解消を図る。あわせて、4K8K 等の放送内容の高度化に対応した放送設備の更新に随時取り組む。また、その施設の有効活用にも積極的に取り組み、村民の安心安全の生活の環境整備に取り組む。

即時性や同時大量伝達機能の特性を活かし、効率的な運用と多彩な利用ができる情報通信システムづくりを進めながら、産業・医療・教育・福祉・防災等の様々な住民サービスへの積極的な利活用を推進する。また、デジタル波対応のための機材更新を行う。

携帯電話は、屋外で働く農林業者や多くの野外型の村内の観光施設に訪れる観光客にとって必要性が高いため、携帯電話事業者による移動通信用鉄塔の整備を促し、不感地帯の解消を図る。

また、地形的環境から屋外においては、ラジオ受信ができない所が多いことから、ラジオの通信障害解消施設を整備し、防災面での情報伝達手段を確保する。

行政情報化については、村内に広く自治体D Xについての意義を浸透させることが何よりも重要であり、現場職員の知識・理解力の向上のため、D Xを念頭に置いた教育を適宜実施する。また、人的・財政的資源の減少をカバーしつつ、現在保有する行政上の運営資源を効率的に活用するため、A IをはじめとしたI C Tの導入を適宜行う。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
3 地域における情報化	(5) 電気通信施設等情報化のための施設			
	その他の情報化のための施設	高度情報通信網の運営管理 諸塚村光ファイバーネットワーク網の維持管理	諸塚村	
		防災行政システムの構築	諸塚村	
		自治体D X推進事業 行政手続きのオンライン化	諸塚村	

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア 道路

本村は二級河川である耳川の中流、九州山地の東側に位置し、車道は村内総延長 1,228.5km となっている。そのほとんどが谷間や山の斜面に開設されたものであり、屈曲が多く自然災害に弱い道路である。

国道 327 号は、日向市を起点として、耳川沿いに日向市東郷町、美郷町西郷を経て本村を通り、椎葉村から熊本県山都町に至る耳川水系全域の生活、経済、産業、文化を繋ぐ主要な幹線道路である。現在、日向市から本村中心部を通り、隣接の椎葉村との境付近までは片側 1 車線化までの改良が済み、本村中心部から日向市までは車で約 50 分と依然に比べ大幅に短縮された。国道 503 号は、本村中心部より、隣接の五ヶ瀬町を経て、熊本県山都町に至る道路で、本村側の起点から五ヶ瀬町までの改良率は 75.9% であるが、村内区間のみで見ると 63.6% と低く、今後の改良が必要である。また、五ヶ瀬町との境界に位置する飯干峠は冬期の積雪や凍結により全面通行止めとなることが多いことから、トンネルの開設について長年、国・県に要望しているが、実現に至っていない。その他に村内に県道が 2 路線あり、既存の国道を補完し、地域住民の産業、生活主要道であると同時に、通学バスが通る路線としても極めて重要な役割を果たしている。これらの路線は、舗装は全て終わっているが、未改良区間が多いため、幅員が狭く離合困難な箇所が多い。また、風水害等による通行不能が度々起きるなどの支障を来しており、早急に改良を進める必要がある。

村道は、別表のとおりで主要村道 8 路線 35.5km、一般村道は 176 路線 472.9km で、総延長 508.4km となっている。村道は村内全集落を網羅し、集落間や隣接町村との境界まで連絡され、村内路網の大きな部分を構成しているが、1・2 級村道で改良率 2.6%、舗装率 100%、一般村道で改良率は 5.2%、舗装率 22.1% とまだ改良率が低く、現在、年次的に整備を進めている。さらに、村内には村道だけでも橋梁が 51 橋あり、最も古い昭和 33 年架設のものを初め、老朽化により危険性が懸念されるものがあり、長寿命化等の対策が急がれる。

また、国・県道の維持管理は県土整備部が公費で行っているが、村道、林道等の沿道の除草作業はそのほとんどを地元住民の出夫により実施している。しかし、近年では集落人口の減少と高齢化により地元住民の負担が過大となっているところもあり、今後の対策が必要である。

イ 林道・農道

林道は、村土の 91% を占める森林資源の管理道としての重要な役割を担っており、また集落間を結ぶ生活幹線道としての性格も強く、利用度、交通量等において重要な路線が多い。このため、林産物の生産性を高めて村民所得の向上を図るために、積極的に整備を行っている。現在、幹線 12 路線 114,605m、その他の林道 32 路線 70,932m で総延長 185,537m に及んでいる。舗装率は、幹線で 89.4% であるが、その他林

道は 59.5%に止まっている。また、開設年の古い林道は古い規格で開設されているため、急カーブが多く、幅員も狭く、わずかな路肩決壊でも交通止めをしなければならない状況にある。したがって、早急な改良、舗装、安全施設や防災施設の充実、路面の補修管理等が必要で、多くの課題を抱えている。また、村内全体を見ると、森林資源があっても道路密度が低いところも多く、適正な森林管理のためにはさらに林道開設が必要な状況にある。

農道は 33 路線、総延長 17,239mが開設されている。農業生産基盤としての農道整備は重要な案件であるが、山間地にあることから耕地面積や農家戸数要件に該当する箇所が少なく、財源としての国の補助事業が使えない状況である。このため優先的に整備が必要な箇所については県及び村の単独事業で整備しているが、財政事情から整備が遅れている現状である。

諸塚村の道路状況

国 道

令和2年4月現在(単位:m、%)

路線名	区 間	実延長	改良済		舗装済		橋梁	
			延長	改良率	延長	舗装率	個所	実延長
327 号	荒谷～ 椎葉境	13,450	13,368	99.4	13,450	100	18	1,060.1
503 号	吐の川 ～飯干峠	23,102	14,704	63.6	23,102	100	12	213.5

県 道

令和2年4月現在(単位:m、%)

路線名	区間	実延長	改良済		舗装済		橋梁	
			延長	改良率	延長	舗装率	個所	実延長
諸 塚 高千穂	諸塚～ 高千穂	22,452	3,549	15.8	22,452	100	19	318.6
上長川 日之影	上長川 ～日之影	7,086	414	5.8	7,086	100	5	27.1

村 道

令和2年4月現在(単位:m、%)

種 別	路線数	実延長	改 良 済		舗 装 済		橋 梁	
			延 長	改 良 率	延 長	舗 装 率	個 所	実 延 長
1 級	2	11,085	905	8.2	11,085	100	4	112
2 級	6	24,382	0	0	24,382	100	4	28
その他	176	472,968	24,803	5.2	104,375	22.1	43	466
合 計	184	508,435	25,708	5.1	139,842	27.5	51	606

資料：宮崎県「道路施設現況調書」＊舗装率・改良率：小数点2位以下四捨五入

林道等

令和2年4月現在（単位：m、％）

種別	路線数	実延長	舗装済		橋梁	
			延長	舗装率	個所	実延長
林道	44	185,537	144.629	78.0	39	647.7
農道	33	17,239	15,789	91.6	5	75.7
作業道	—	583,295	—	—	—	—
合計	77	786,071	160,418	—	44	723.4

資料：諸塚村役場建設課＊舗装率・改良率：小数点2位以下四捨五入

ウ 交通

本村は山間地にあり、しかも、人口が少ない地域であるために公共交通機関が限られており、移動手段は、自家用車中心で行われている。しかし、自ら移動手段を持たない高齢者や児童・生徒等の交通弱者については、バス等、何らかの公共交通機関を必要としている。

交通体系は、バス事業者に運行を依頼し、本村と隣接の美郷町、さらに日向市を結ぶ定期路線が1路線、本村と隣接の椎葉村を結ぶ廃止路線代替バス1路線、村内地域バス3路線が運行され、高齢者や児童・生徒の日常生活を支える重要な交通手段となっている。

現在運行している村内地域バスは、国・県道のための運行となっており、自宅からバス停までの距離が遠くて不便な地域が数多く点在している。このため、これらの地域に住む交通弱者対策として、平成21年度から10人乗りのジャンボタクシーを活用したデマンド型タクシー運行事業を村がバス事業者に委託して実施している。この事業は、村内集落と村中心街を11路線で結び、低料金で週1回運行するというもので、あらかじめ登録した利用者が、運行カレンダーを見て、委託先に乗車日と乗車場所を連絡し、それを受けた委託先がタクシーを配車するというものである。

しかし、利用者にとっては、運行頻度が限られていることや目的地が複数ある場合に自由が効かないこと、さらに、集落を循環して利用者を乗せるために、最初に乗った人が長時間乗車を強いられることもあり、不便な面や苦情も多い。高齢化の進行とともに交通弱者がさらに増えることは確実であり、今後とも最善の方策を検討していくことが必要である。

定期バス運行状況

区 分	行 先	運行回数	所 要 時 間
諸塚を基点として	日 向	5.0 回	1 時間 34 分
	椎 葉	2.0 回	1 時間 1 分
	立 岩	3.0 回	28 分
柳原を基点として	飯 干	3.0 回	46 分
	荒 谷	1.5 回	31 分

（２）その対策

ア 道 路

村内を通る国道 503 号については、未改良区間が 4 割程であり、隣接の五ヶ瀬町とともに国道 503 号整備促進期成同盟会を組織して、町村境となっている山越え路線を解消すべく、飯干トンネル開設を含めて全面改良を関係機関に強く要望している。また、主要地方道諸塚高千穂線と一般県道上長川日之影線についても関係機関に早期の改良を強く要望している。

村道については、村内各集落と中心街を結ぶ最短の生活道を中心に改良や舗装整備を重点的に取り組む。舗装については、集落から国・県道へ通じるバイパス道や各集落間連絡道の整備を年次計画的に進める。これらは村民の日常生活に欠かせない道路であるが、経年劣化が目立っており、優先順位の高い路線から積極的に補修に取り組むとともに、地元住民との協働による道路維持管理の体制強化に努めていく。また、橋梁の長寿命化を図るため、補修計画を策定して、順次、年次的に対策を講じる。

イ 林道・農道

森林や農地の適正な管理を促進するとともに、農林産物の搬出コストの低減を図るため、今後も年次計画的に開設、改良、及び舗装に取り組む。

ウ 交通

村内地域バスについては、日向・東臼杵地域全域で平成 28 年 2 月に「日向・東臼杵地域公共交通網形成計画」を策定し、生活文化圏における広域的な公共交通網のあり方を検討しており、今後も引き続き、利用状況の把握を行い、必要に応じて計画の見直しを行う等、ニーズに対応した交通体系の構築に努める。

公共交通の機能強化を図り、住民の利便性を向上させるためには、大きな財政負担を伴うが、さらに高齢者等の交通弱者が増加することは確実であり、今以上の交通利便性の向上と効率的な地域交通システムの構築に努める。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	ア 道路 (1) 市町村道 道路	戸下下内の口線 改良 L= 300 m	諸塚村	村 1
		柳原黒葛原線 改良 L= 40 m	諸塚村	村 2
		松の平方川線 改良 改良L= 200 m 舗装L= 1,000 m	諸塚村	村 3
		柳原高椎線 高橋補修 L= 40 m	諸塚村	村 4
		柳原家代線 旧柳原橋補修 L= 40 m	諸塚村	村 5
		鳥越尾手の尾線 改良・舗装 改良L= 100 m	諸塚村	村 6
		小布所黒原線 舗装 L= 2,737 m	諸塚村	村 7
		一号橋弓木線 改良 L= 250 m	諸塚村	村 8
		下折戸上只石線 改良 L= 10 m	諸塚村	村 9
		荒谷野々崎線 改良 L= 40 m	諸塚村	村 10
		カイノ木万ヶ原線 舗装 L= 300 m	諸塚村	村 11
		伊の川内山の川内線 舗装 L= 300 m	諸塚村	村 12
	ア 道路 (1) 市町村道 道路	戸下清川線 舗装 L= 1,000 m	諸塚村	村 13
		大白尾宮の元線 改良 L= 500 m	諸塚村	村 14
		荒谷中の又線 改良 L= 800 m	諸塚村	村 15
		吐の川松の平線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 16
		家代北郷線 改良 L= 250 m	諸塚村	村 17
		黒葛原川の口線 改良 L= 250 m	諸塚村	村 18
		橋平川の口線 改良 L= 200 m	諸塚村	村 19
		大椎吐八重の平線 改良 L= 200 m	諸塚村	村 20
		中尾池の窪線 改良・舗装 改良L= 100 m 舗装L= 400 m	諸塚村	村 21
		猿渡奥畑線 改良・舗装 改良L= 100 m 舗装L= 400 m	諸塚村	村 22
		小藪市の川内線 改良 L= 150 m	諸塚村	村 23
		飯干小原線 改良・舗装 改良L= 150 m 舗装L= 500m	諸塚村	村 24
	ア 道路 (1) 市町村道 道路	松原本村線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 25
		匹谷星の久保線 改良・舗装 改良L= 100 m 舗装L= 500 m	諸塚村	村 26
		弓木上合鳴線 改良 L= 300 m	諸塚村	村 27
		八重合鳴線 改良 L= 300 m	諸塚村	村 28
		戸下黒原線 改良 L= 200 m	諸塚村	村 29
		梅の木井手の平線 改良・舗装 改良L= 200 m 舗装L= 300m	諸塚村	村 30
		宮の元只石線 改良 L= 200 m	諸塚村	村 31
		おて水小原井線 改良 L= 200 m	諸塚村	村 32
		砂田の元塚原線 改良 L= 200 m	諸塚村	村 33
		氣師薮紋原線 改良 L= 200 m	諸塚村	村 34
		塚原古原線 改良・舗装 改良L= 100 m 舗装L= 300 m	諸塚村	村 35
		立岩上長川線 改良 L= 150 m	諸塚村	村 36
		万ヶ原紋原線 舗装 L= 600 m	諸塚村	村 37

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	ア 道路 (1) 市町村道 道路	柳原家代線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 38
		恵後の崎線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 39
		塚原七ッ山線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 40
		塚原川の口線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 41
		小水流川の口線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 42
		立岩七ッ山線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 43
		立岩祝迫線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 44
		草本原川の口線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 45
		橋詰湯の戸線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 46
		古川尾野線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 47
		赤木橋日ヶ暮線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 48
		宮の元家長線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 49
		大平仲畑線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 50
		家代野川線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 49
		上只石中村線 舗装 L= 500 m	諸塚村	村 50
	ア 道路 (1) 市町村道 道路	合鳴水源地線 舗装 L= 500 m	諸塚村	村 51
		松の平上方線 改良 L= 100 m	諸塚村	村 52
		オオゴナ線 舗装 L= 600 m	諸塚村	村 53
		平田組下の八重線 舗装 L= 500 m	諸塚村	村 54
		下長川桂線 舗装 L= 500 m	諸塚村	村 55
		道路維持管理体制の整備	諸塚村	村 56
	(2) 農道	中村1号線 改良 L= 1,000 m	諸塚村	農 1
		奥畑線 改良 L= 220 m	諸塚村	農 2
		向の原線 改良 L= 150 m	諸塚村	農 3
	(3) 林道	諸塚山西スカイライン 舗装 舗装L= 7,490 m	諸塚村	林 1
		黒岳線 開設 L= 3,000 m	宮崎県	林 2
		松尾線 開設・舗装 開設L= 560 m 舗装L= 2,700m	諸塚村	林 3
		川内・片桐線 開設・舗装 開設L= 450 m 舗装L= 3,600m	諸塚村	林 4
		川内～奥村線 改良・舗装 改良L= 70 m 舗装L= 3,600m	諸塚村	林 5
		小原井峠線 舗装 L= 720 m	諸塚村	林 6
		矢左右線 改良 改良L= 90 m	諸塚村	林 7
		林業専用道整備事業 内の口線 開設L= 3,260 m	諸塚村	林 8
		林業専用道整備事業 小原線 開設L= 2,740 m	諸塚村	林 9
		林業生産基盤整備道整備事業 小原井～財木線 改良L= 1,000 m	諸塚村	林 10
		宇目・須木線 橋梁点検 橋梁点検 1 式	諸塚村	林 11
		川内線 改良舗装 改良L= 1,300 m 舗装L= 1,000 m	諸塚村	林 12
		九郎山線 舗装 L= 400 m	諸塚村	林 13
		矢村線 改良 L= 100 m	諸塚村	林 14
		大仁田山線 舗装 舗装L= 3,720 m	諸塚村	林 12
		古野線 舗装L= 1,000 m	諸塚村	林 13
		古原線 改良 L= 400 m	諸塚村	林 14
		宇目・須木線 舗装補修 L= 90 m	諸塚村	林 15
		宇目・須木線 排水維持 L= 6 m	諸塚村	林 16
		中崎線 舗装 舗装L= 1,635.3 m	諸塚村	林 17
		長谷線 舗装 舗装L= 2,116.2 m	諸塚村	林 18
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	地域路線バス運行事業 村内廃止路線代替バスの運行	諸塚村	
		定期路線バス運行事業 近隣市町村を結ぶバスの運行	諸塚村	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共施設個別施設計画」の整備・管理等の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 給水・排水施設

村が管理する簡易水道施設は、塚原、家代、七ツ山、諸塚、滝の下の村内 5 地区に設置されている。その他の 11 の地区は、集落の規模や地形的な条件面で簡易水道としての整備は困難であることから、有利な補助事業等を活用して飲料水供給施設を年次的に整備している。

本村の排水施設は、集落の規模や地形的な制約から合併処理浄化槽によるものが大半であるが、村中心部の諸塚、滝の下の 2 地区の一部については、特定環境保全公共下水道の整備をしている。この下水道と合併処理浄化槽による生活排水処理率は、令和 2 年度末時点で 96.8%となっている。

し尿処理は、本村と隣接の美郷町並びに椎葉村の 3 町村で設置している入郷地区衛生組合において処理している。この組合では平成 14 年度に施設更新を行い、し尿と生ごみをいっしょに処理した汚泥を肥料化することができるようになっているが、圏域の人口減少に伴い、処理人数が減ってきており、その施設の管理運営費の負担が大きくなってきている。

イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理については、環境問題の高まりから、処理に関する規制が厳しくなり、耳川流域を一つの圏域とする 1 市 2 町 2 村で構成する日向東臼杵広域連合で行っている。ごみは、可燃、資源及び不燃ごみに分別収集し、可燃ごみと生ごみは、広域連合で運営している焼却施設で焼却している。資源ごみと不燃ごみは、村内各地区単位で村内委託業者が収集し、村の 1 箇所に貯留した後、村外業者に再委託して処理しており、人口減少ではあるものの、処理量は横ばいの状況にある。広域連合を構成する市町村の中で、最終処分場を持たない門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の 4 町村の経費負担が最終処分場を持つ日向市に比べると大きくなっており、早期の対応が必要である。

また、既存の最終処分場が令和 12 年度に満杯となる試算であり、新たな設備が必要となり、用地選定から供用開始まで長期間を要することから早期に対策を図らなければならない。

ウ 住宅整備

村が管理している住宅は、公営、村営（村単住宅）、特定公共賃貸、山村定住住宅の 4 種類あり、全体数が 130 戸となっている。村民の住宅ニーズは、核家族単位での居住要望が強く、公営住宅のニーズは依然として衰えていない。平地が少ないという地形上の制約から新たな宅地の確保は難しいものがあることから、集落の活性化を図るために、集落内の空き家活用についても取り組んでいる。また、これまで、村中心部に集中していた村有住宅は、集落の活性化を図る観点から中心部を離れた

集落においても集落の将来を見据えた上で、建設場所を確保して設置している。

公営住宅は、現在 40 戸を管理しており、建築年次では、平成元年度の建物が最も古く、老朽化しているため、古い建物から順次、建替えや改修を実施していく必要に迫られている。

村営住宅（単独住宅）については、現在 34 戸を管理しており、建築年次で見ると昭和 45 年度の建物が最も古い。昭和 56 年以前の建物は旧耐震基準であり、現在の耐震基準を満たさない可能性があるため、耐震診断の結果によっては、耐震補強や建て替え等への対応が必要となってくる。

特定公共賃貸住宅は、現在 34 戸を管理している。公営住宅では対応できない中堅所得者等や共働き世帯、単身者を対象に整備している。平成 8 年度のものが最も古い建物となっている。

山村定住住宅は、平成 7 年度から建設が始まり現在 22 戸を管理している。この住宅は管理開始後 22 年を経過し、入居者が今後もさらに現住宅に入居し続ける意思があれば、適正な価格で譲渡できるものであり、定住対策としても有効であり、今後は譲渡処分を積極的に行う必要がある。

村有住宅は経年劣化が著しく、その維持管理に今後多大な経費が必要であり、長寿命化計画を策定し対処していく必要がある。

エ 消防・防災施設

本村における防災全般（災害、救助、救急等業務）においては、唯一の組織が消防団で常備組織が無いために全ての業務に対応が必要となっている。

しかしながら、その消防団も人口減少で、定数を下回る状況が続いているために、平成 28 年 4 月から定年年齢を 43 歳から 45 歳に引き上げるとともに、再入団制度を創設し、消防団員の確保に努めている。

施設は、小型動力ポンプ付き水槽車・積載車・小型動力ポンプ付き積載車・小型動力ポンプ付き軽消防自動車・多機能車（救助資機材搭載型車両）が各 1 台、小型積載車 8 台、小型動力ポンプ 68 台、防火水槽 114 基、簡易消火栓 305 基が整備されているが、一部では老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要である。

団員の減少等により消防団の機能低下は深刻化し、災害発生時の対処が団員だけでは困難となったため、平成 9 年 3 月に消防団 OB 等により発足した諸塚村消防支援隊と協力し、地域住民と一体となって地域防災にあたっている。

平成 20 年度より消防の常備化について、近隣町村と協力して検討した結果を、平成 21 年度に常備化に係る概算経費としてまとめ、庁舎建設、各種消防救急車両・無線設備・装備品等を整備するには、大きな財政負担が必要となることを改めて確認したところである。

平成 28 年 4 月に美郷町、諸塚村及び椎葉村の 3 町村合同で消防用移動系の防災無線の整備を行い、3 町村はもちろん、近隣の常備消防本部との通信手段を整備し、連携した消防活動の充実を図っているが、維持管理費の負担が大きい。

自治体の防災対応に対する役割が年々高まってきていることへの対応や住民のニーズ等を見極めながら、団員の確保、設備の充実に加えて、常備化については今後も継続して検討を行っていく必要がある。

オ 自然環境の保全

諸塚村は、モザイク林に象徴される針広混交林の環境共生林が多くあるほか、諸塚山や村内最高峰である黒岳には、九州でも有数の貴重な自然が残っている。これまでも、全村森林公園化構想を掲げ、あるがままの美しい森林自然景観の整備を始め、地域に残る伝統的な郷土景観や貴重な伝統行事の保存伝承を基本として、森林や林業と共生した美しい集落景観、癒しの交流空間の創造に努めている。平成16年には、環境にやさしい森づくりの成果が認められ、FSC森林認証を村ぐるみで取得している。また、諸塚村自然環境保護条例を制定し、将来に向けて村民の貴重な財産である健康で美しい自然環境を保護することを推進している。

特に、県の天然記念物に指定されているシコクフクジュソウについては、自生地の保護及び増殖事業を行う。また、村の最高峰である黒岳周辺は植物実態調査を行った結果、平成22年3月に宮崎県野生動植物の保護に関する条例に基づく「重要生息地」として指定された。ここには、キレンゲショウマの群生地や新種のモロツカウワミズサクラ等があり、保護すべき貴重な自然が残されている。しかし、貴重な植物へのシカ、イノシシなどによる食害も進んでおり、ここでも有害鳥獣対策が必要になっている。

今後も豊かな自然を求める観光客の増加が見込まれるため、貴重な植物の過剰な採取や盗掘、放置ゴミ等による自然景観の汚染が懸念される。こうした問題に対処するため、「空き缶等散乱防止条例」を制定したが、法による規制はまだ不十分であり、村民一体となった環境美化意識の高揚とその実践も重要である。

令和2年3月には、諸塚村は「気候非常事態宣言」を議会に上程し、全会一致で承認された。林業の村・諸塚村にとって地球温暖化対策は重要であり、我々だからできることが多くある。

また、先人たちが続けてきた自然と共存する取組を継続していく努力が求められている。

(2) その対策

ア 給水・排水施設

村内にある簡易水道施設や飲料水供給施設は、それぞれ老朽化が進んでおり、台風等による風水害により損害を被るものもあるため、計画的に施設の改修に取り組む必要がある。また、小規模集落等の一部においては飲料水供給施設でさえ整備されていないところもあり、可能な限り国・県の支援制度も活用して整備を進める。

排水施設については、平成15年度から合併処理浄化槽の維持管理に対する助成事業も開始したところであるが、今後も引き続き合併処理浄化槽の整備事業を計画的

に推進する。また、村の中央地区に整備された特定環境保全公共下水道施設の維持管理も合わせて行う。さらに、し尿処理は、継続して美郷町及び椎葉村と設置している入郷地区衛生組合において処理する体制を維持する。

イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理については、従来に引き続き日向東臼杵広域連合において取り組む。今後も広域連合で管理している焼却施設等の適切な維持管理については参加市町村と密接な連携を図り対応する。また、資源ごみと不燃ごみについては、引き続き、村内各集落から収集し、1箇所ですべて貯留した後、村外業者に委託処理する。

また、現在最終処分場を持たない門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村で計画している処分場やリサイクルプラザ建設等の具体的な施設整備を進め、可燃ごみ、資源ごみ及び不燃ごみの全てを広域的に処理するための体制づくりとともにSDGsに配慮した家庭でのゴミ処理対策も並行して取り組む。

ウ 住宅整備

地形的要件で新規の住宅用地の整備が難しいことから、今後も耐用年数が経過し、老朽化したものから順に計画的な村有住宅の建て替えを行う。合わせて、将来に向けての維持管理費用を抑制するため長寿命化計画を策定し維持管理に努める。山村定住住宅においては、その目的に沿って譲渡処分を積極的に推進する。

新たに住宅を整備するに当たっては、村内中心部のみではなく、個々の集落の活性化に配慮して設置場所を選定し、整備を行う。また、旧九州電力社宅は、村内一等地の優良な住宅地であり、進入路の整備や適宜の増改築を実施し、村内定住者向けの賃貸住宅として有効利用する。

さらに、住民の持ち家についても増改築等に対する支援や高齢者や障がい者等のための住宅のバリアフリー化等、快適な住環境の整備を促進する。世帯数に対する村有住宅の割合が非常に高くなっており、将来的な定住政策を推進する上で、現在の持ち家の長寿命化を図る上でも、国県も推進する耐震診断を奨励し、必要であれば適宜改修を進めるための補助制度も導入する。さらに、定住製作としての持ち家のための造成資金の補助および優良な土地や住宅を公的に取得し、分譲するなどの新しい取組も進める。また、村内のがけ地等災害危険箇所にある住宅の移転にも取り組む。

エ 消防・防災施設

消防については、老朽化している小型ポンプ等の機材の計画的な更新や各集落にある消防施設の整備強化を推進する。また、デジタル化した移動系および同報系防災行政無線の適切な維持管理を行う。

防災については、村内には多数の災害危険箇所が存在することから、普段から現地調査を定期的に行い、最新の現状を把握するとともに整備が必要な箇所において

は防災工事を徹底して行う。また、防災行政無線等をフルに活用して災害が予測される場合や災害発生時の緊急連絡体制をさらに強化する。さらに防災避難施設の整備を行う。

オ 自然環境の保全

生物多様性の保全への機運が高まっており、これまでの環境共生の森づくりを引き続き進めるとともに貴重な動植物の実態調査を行うほか、鹿ネット設置などによる有害鳥獣からの保護対策や、盗掘防止のための保護条例の制定や啓発看板、チラシの作成等の保護対策を充実させる。特に県指定の重要生息地となっている黒岳地区は、九州でも有数の希少植物が多く残る場所であり、積極的な保護対策を推進する。

また、地元住民の保護のための過剰な負担を軽減し、地域の誇りを持って行う持続可能な取り組みとするために、保護と合わせて、エコツアーなどに活用し、適切な管理の下に観光資源化を行うことにも取り組み生物多様性の維持と経済活動の両立を図り、地域活性化を図る。

さらに、村民一体となって環境美化運動を推進するため、公民館活動などを通じて村民の意識の高揚を図る。また、空き缶拾い等、村民自らが自らの意志で参加するボランティア活動等の取り組みも推進する。

また、気候非常事態宣言に示す様々な取り組みを具現化し、SDGs等の国際的な指標で評価することで村民全員で、地球レベルの環境保全の取り組みを推進する。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	飲料水供給施設整備事業	諸塚村	
		簡易水道施設維持管理事業	諸塚村	
	(2) 下水処理施設 その他	合併処理浄化槽設置整備事業	諸塚村	
		下水道施設維持管理事業	諸塚村	
		入郷衛生組合負担金	入郷衛生組合	
		過疎地域持続的発展特別事業		
	(3) 廃棄物処理施設	可燃ごみ等収集委託事業	諸塚村	
		広域連合最終処分場建設負担金 ※次期建設分含む。	広域連合	
		広域連合焼却施設建設負担金	広域連合	
		広域連合焼却施設運営負担金	広域連合	
	(4) 消防施設	小型ポンプ 整備 12 台	諸塚村	
		防火水槽整備 5 基	諸塚村	
		消火栓整備 5 箇所	諸塚村	
		消防機械庫 2 棟	諸塚村	
		無線機器類整備・維持管理 1 式	諸塚村	
		過疎地域持続的発展特別事業		
	(5) 住宅整備	かけ地近接危険住宅移転事業 1 戸	諸塚村	
		村有住宅建設（建替）事業 4 戸	諸塚村	
		公営・特定公共住宅建設（建替）事業 4 戸	諸塚村	
		山村定住住宅（建替）事業 2 戸	諸塚村	
		宅地造成事業	諸塚村	
	(6) 過疎地域持続的発展特別事業	生物多様性保全事業 企業の森整備	諸塚村	
		希少動植物保全事業 保護地 保護巡回活動、保護柵設置等	諸塚村	
		地域環境美化活動の推進 ※SDGs対策経費	諸塚村	
	(7) その他 防災	災害危険箇所の対策工事	諸塚村	
		防災避難体制の整備 避難施設整備事業	諸塚村	
	過疎地域持続的発展特別事業			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共施設個別施設計画」の整備・管理等の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

6 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

令和 2 年 10 月現在の高齢化率は 46.1%となっている。今後も平均寿命の伸びで後期高齢者が増加することと団塊の世代の高齢化、さらに若者世代の減少で、当分の間、高齢化率は毎年 1%を超える伸びが予想されている。

これにより、介護や医療支援を必要とする人々が急速に増えることが見込まれており、入所（院）施設や介護サービスの種類、量が不足することが予測されている。また、核家族化の進行で、高齢者のみの世帯が急増しており、通院や買い物などの日常生活に必要な交通手段の確保が課題になっている。

保健については、早期発見・早期治療に重点を置いて、各種健診の実施やきめ細かな健康相談、事後指導等を行っているが、集落が点在していることから、効率的で継続的な指導が難しい。また、専門医療機関が村内に無いことから、遠距離移動のための経済的負担や通院手段の確保に負担が大きく、早期治療の遅延が見られる。

障がい者に関しては身体障がい者が 129 人（令和 2 年 12 月現在）、知的障がい者や精神障がい者が 33 人（令和 3 年 4 月現在）となっている。これは、全住民の約 1.1%に相当する数字になっている。平成 18 年度から障がい者自立支援法が施行され、これを機会に市町村の必須事業である地域生活支援事業の中の相談支援事業での相談業務の体制づくりや、日向・東臼杵圏域で運営される自立支援協議会の設置を行った。村内では特別養護老人ホーム「もろつかせせらぎの里」の在宅支援部門において知的障がい者に対するホームヘルプサービスを提供するほか、精神障がい者や腎疾病患者に対する通院費の助成、重度心身障がい者に対する医療費の助成等を行っているが、施設の入所サービスや通所サービスが必要な場合は村内で対応出来ないために、村外の施設を利用するしかないのが現状である。

子育て支援については、平成 27 年 4 月からスタートした「子ども・子育て支援制度」により、村内保育所の保育体制の整備を図り、諸塚保育所に 0 歳児を含む 3 歳未満児保育所と位置付け、平成 31 年には「子育て世代包括支援センター」を設置し、母親のお腹にいる時から 15 の春に至るまで、切れ目ない支援ができる体制を構築した。今後は、保育や相談支援に携わる人材の確保が課題である。

(2) その対策

「誰もがそれぞれの状態に応じて安心して暮らせる地域づくり」を目標に適正規模の地域包括ケアシステムの構築を図るため、既存の短期入所施設の整備を始め、地域包括支援センターの運営、介護予防、高齢者の生きがい活動支援、医療と福祉・介護の連携、老人保護措置などの事業に取り組んでいる。今後は、健康づくりや介護予防に関する意識の啓発や知識の普及活動を積極的に行い、住民の当事者能力を高めるとともに、公的サービスで補完できない部分を各集落の自治公民館組織や高齢者の加入率が 7 割を超える地域にある寿会（老人クラブ）等によるインフォーマルサービスの構築を図るための活動支援も行っていく。さらに、これらを適切にコー

ディネイトする人材の確保と育成にも努める。

高齢者福祉施設も設置から年数を経過し、修繕を必要とする箇所が出ているため、計画的な施設（設備）更新や修繕を行っていく。介護等サービスは、利用者のニーズに適したものを速やかに提供する必要があるため、今後も継続した介護人材の確保や施設整備など、サービス提供体制を構築していく。

また、高齢化と核家族化で低下している家庭力を補完するために、日常生活に必要な公共交通手段の拡充や生活に必要な日用品の巡回販売、宅配サービス等の構築を図る。さらに、障がい者が地域において生きがいを持って安心して暮らすことができる社会参加の環境づくりにも取り組む。

子育て支援では、保育や相談体制を充実させ、子育てによる職場休業や失業の解消を防ぐ体制づくりに取り組む。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	子ども・子育て支援制度による夜保育事業 諸塚保育所・荒川保育所施設整備事業	諸塚村	
	(3) 高齢者福祉施設	特別養護老人ホームせせらぎの里指定管理委託事業	諸塚村	
		介護人材確保事業	諸塚村	
		特養施設改修事業	諸塚村	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者等包括支援事業 地域包括支援センター運営事業	諸塚村	
		介護・医療包括総合事業	諸塚村	
		介護予防事業 生きがい通所事業 軽度生活援助事業 日常生活用具給付事業 配食サービス事業 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 緊急通報システムサービス事業 介護予防教室開催事業	諸塚村	
		高齢者生活支援事業 ふれあいタクシー運行事業 高齢者バス運賃助成事業 鍼灸マッサージ助成事業 高齢者住宅改修助成事業 高齢者生活福祉センター運営事業	諸塚村	
		高齢者生きがい活動支援事業 老人クラブ活動支援事業 敬老事業 シルバー人材センター運営事業	諸塚村	
		老人保護措置事業 養護老人ホーム入所措置事業	諸塚村	
		障害者生活支援事業 介護給付サービス事業 住宅改修助成事業	諸塚村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共施設個別施設計画」の整備・管理等の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

本村は、宮崎県の北西部に位置し、交通網の整備が遅れている九州山地の中にあることから、日常生活の利便性が低い。そうした中、平成 24 年に老朽化した村立病院を移転新築し、病床数 19 床の有床診療所として再スタートした。この診療所は、常勤医師 2 名で運営を行っており、外来、病棟、救急医療、加えて当直勤務、さらに訪問医療を行いながら、土日及び年末年始の休診日には、外部から当直医師の派遣を受け、休日の患者の対応と救急患者の受入れを行っている。このような状況ではあるが、村内唯一の公的医療機関として、地域住民の医療に重要な役割を担っている。これからも高齢化の進行で増えてくることが見込まれている認知症患者への対応や一次医療機関としての救急患者への対応、在宅医療の推進や終末期医療の提供等、様々な面で活躍が必要である。

また、進歩する医療技術や医療設備等に対応するため、診療所施設及び医療機器等の計画的な新設・更新も大きな課題となっている。

(2) その対策

現在、診療所では村民の安全安心を確保するため、感染症対策に配慮しながら完全看護体制を取り、充実した医療サービスの提供を図っている。また、CT スキャン等の最新式の医療機器の整備や専門医の不足を補うための遠隔診療支援システムを導入し、都市部との医療体制の平準化を推進しているところである。また、日々進歩する医療機器・設備については整備の必要性・医療スタッフの状況を十分考慮しながら計画的に新設・更新を進める必要がある。

本村の人口は、令和 2 年 10 月 1 日現在現住人口 1,466 人で、65 歳以上の高齢人口は 676 人、高齢化率は、46.1%となっているが、中でも 75 歳以上の後期高齢者は 400 人と高齢者人口の 59.2%（※宮崎県市町村別高齢化状況より）を占め、要介護者や認知症患者の増加の問題などが取り沙汰されている。このような問題に対処するため、医療と保健・福祉・介護部門とが連携し、地域医療ネットワーク会議を定期的で開催して要支援者の情報の共有を図り、切れ目の無い支援体制の構築を図っている。また、今後は、さらに幅広い専門機関との連携を含めてのネットワーク構築が欠かせないものとなっており、ICT を活用した電子カルテ化、医療連携を視野に入れた村内光回線網を活用した情報ネットワークの構築についても図る必要がある。

現在、2 名の定着医により充実した診療体制が構築されているところであるが、今後も安定した医師確保を進めるため、「宮崎県医師確保対策推進協議会」に参加し県内での医療活動を希望される医師の情報収集を図り、継続した医師確保対策を推進していく。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所(有床)	診療施設整備	諸塚村	
		医療機械・器具・システム整備	諸塚村	
	その他	医師住宅整備	諸塚村	
		医療連携広域ネットワーク構築事業	諸塚村	
		(3) 過疎地域持続的発展特別事業		
		医師確保事業 計画的な医師確保	諸塚村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共施設個別施設計画」の整備・管理等の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本村の学校教育は教育基本法を理念とし、宮崎県教育振興基本計画の下「ふれあい学習の村」をスローガンに、ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りとする人づくり、村づくりを推進するため、ふれあい教育の精神をもって、心身ともに調和のとれた豊かな人間性を培い、明るい郷土の発展に貢献できる人材の育成を目指して推進されている。

本村には、幼稚園 1 園、小学校 2 校、中学校 1 校があり、いずれもへき地校である。過疎化と出生率の低下で児童生徒数が減少し、学校経営においても複式学級の増加や学級数の減となって現れている。令和 3 年 4 月 1 日現在の児童生徒数は村全体で小学生 57 名、中学生 28 名となっている。

また、就学前の保育機関として幼稚園 1 園と保育所 2 箇所がある。

これらの幼稚園や小中学校は、それぞれの特色を活かした教育活動の推進を行いながら、一方では、集合学習（M 学習）の導入を図ることで、きめ細かな学習に合わせたより集団的な学習を可能にさせていく取り組みをしている。

さらに、地域を学び、先人達の教えを継承していく地域学習（C 学習）にも取り組んでいる。

すべての校舎は鉄筋コンクリート造校舎として建設され、大規模改修等も行われており、一応の整備は終了している。耐震化については、小学校 2 校では大規模地震に対応できる耐震指標 0.7 を上回っているが、中学校では一部で基準を満たしていなかったため、平成 25 年に耐震改修を行った。付帯施設のプールやグラウンドについても整備がなされている。

今後は、児童生徒数の減少による余裕教室や閉校になった学校施設の有効活用が課題である。

また、学校の情報教育推進のため、全ての学校にパソコン等の ICT 機器整備を進めている。現在、学校給食費は全額村支援で、給食調理は、諸塚小学校と諸塚中学校が共同調理方式（幼稚園・荒川保育所含）で実施している。

地理的条件から遠距離通学生には、バス通学並びに徒歩通学生へ通学費支援を行っている。また、大学・高校・各種学校の就学支援のために、奨学金の制度を設け、さらに中学校卒業時には全員に支度金的性格の祝金を支給している。

児童生徒等の推移

学 校 名	児 童 生 徒 数				令 3 年学級数		令 3 年 教職員数
	昭 45 年	平元年	平 27 年	令 3 年	普 通	その他	
諸 塚 小 学 校	339	155	58	45	4	2	12
荒 谷 小 学 校	100	35	13	12	3	0	6
七ツ山小学校	176	53	19	—	—	—	—
立 岩 小 学 校	50	10	—	—	—	—	—
小 計	665	253	90	57	7	2	18
諸 塚 中 学 校	430	125	49	28	3	0	11
合 計	1,095	378	139	85	10	2	29

(注) 立岩小学校は平成 18 年 4 月 1 日付け、七ツ山小学校は令和 3 年 4 月 1 日付けで閉校

イ 社会教育

本村の社会教育は、あらゆる年代層において、心身ともに調和のとれた豊かな人間形成をめざし、生涯学習の観点に立って推進されている。その実現のために、生涯学習基盤の整備・充実、生涯学習機会の拡充、公民館活動の充実、芸術文化の振興、とりわけ世代間の「ふれあい活動」を通じた地域ぐるみの青少年健全育成、健康づくりの増進と社会体育・スポーツの振興、各種交流事業の充実を図っていくことを具体的目標に掲げている。

16 地区からなる公民館では、世帯数の減少、核家族化による高齢者のみの世帯や単身者世帯の増加から様々な活動に支障が出てきているが、本村を守り育てる教育として、自治公民館活動を核とした「人づくり・村づくり」を今後とも発展させ、さらに組織としての連帯力・団結力の維持に努めて行く。また、災害・緊急時に何らかの援助を必要とする世帯への対応等についても身近なところでの自治公民館内での相互支援体制の確保に努めている。今後は、子ども会・青年部会・婦人部会等の活動を通じて社会教育関係団体の充実に努めるとともに、村内各種団体、関係機関有識者等で構成する社会教育委員会の中で取り組み全般についての意見聴取や具体的な実践について理解と協力を求めていく。また、生きがいつくりの高揚を促す学習機会の拡充のため、各種学習教室の開催、自主学習グループの育成や学習ニーズに対応する講師団名簿の作成と活用、公民館活動や婦人部会、青年部会、子ども会、これから学園等の活動の機会を通じて、学習機会設定の奨励や中央公民館等の社会教育施設、村体育館等の体育施設の開放を行い、学習環境の充実をさらに促進していく。

また、花いっぱい運動やあいさつ運動を推進するとともに、中央公民館図書室の図書利用の促進を図り、村民が本に親しむ運動も展開していく。また、放課後の子ども

も達が安心して活動できる場の確保を図り、子育ての支援・相談体制も充実させていく。

社会教育施設については、中央公民館や各地区にある公民館、集会施設、さらに木工や陶芸等、各種の学習目的に合わせた生涯学習施設、貴重な資料が収蔵されている民俗資料館等がある。今後は、更にその有効活用を図るとともに、住民の新たなニーズに対応した建物の整備が必要である。また、スポーツ施設等については、総合運動公園を中心に活用されているが、さらに村内外者のスポーツ交流施設として幅広く活用できるように、適切な施設の維持管理と新たなニーズに対応した施設整備が求められている。

特に昭和 37 年に整備された中央公民館は、耐用年数および耐震の課題を抱えており、村民の社会教育の中核を担う施設でもあることから、建て替えを含めた大規模な改修を検討している。

体育・スポーツでは「行事参加型」活動から「日常生活型」活動への移行を図り、健康づくりに対する意識の高揚を図り、明るく豊かな家庭づくりを進め、ひいては郷土づくりに繋がる体育・スポーツの振興を推進していく。

特に中心部にある総合運動公園も整備後、20 年を超え、老朽化の進んでいる設備や改修の必要な構造物もあり、年次による計画的な改修が必要になっている。

（２）その対策

- ① 地域社会に開放された安全な学校施設を計画的に整備する。
- ② 子どもを取り巻く家庭や地域全体でのふれあい教育を推進する。
- ③ 教職員住宅については、それぞれの教育現場の環境に合わせて整備する。
- ④ 子育て支援策の一環として、保育所、幼稚園・小中学校における給食費の保護者負担の軽減を行う。
- ⑤ 遠距離通園（所）・通学者の保護者負担の軽減策を講じる。
- ⑥ 幼保一体化や各地域にある小学校の存続を図るための対策を検討するとともに、小中一貫校の必要性についても検討する。
- ⑦ 幅広い社会教育や生涯スポーツのニーズに対応したリーダーの確保と養成に取り組む。
- ⑧ 村内外、海外を含めて村民の交流事業を推進し、新しい時代に対応した人材を育成する。
- ⑨ 人口減少や高齢化に対応した公民館施設や活動のあり方を積極的に協議し、実践できることから計画的に取り組む。
- ⑩ 中央公民館やその内部にある図書室及び生涯学習関連施設の整備・充実を進める。
- ⑪ 既存の社会教育、体育施設の整備・充実とスポーツ交流等の促進に資するための新たなニーズに対応した施設整備を行う。
- ⑫ 高校、専門学校及び大学等への進学を希望する子ども達向けに、学習支援や奨学金制度、入学一時金支援制度等を充実させる。さらに、村へＵターンを希望する

進学者向けに帰村した場合の一部返還免除を盛り込んだ奨学金制度も充実させる。

- ⑬ 立岩小学校および七ツ山小学校の跡地および施設の有効活用を図る。
- ⑭ 諸塚村中央公民館の建て替えを含めた適切な改修を実施する。
- ⑮ 総合運動公園の長期的な改修計画を立て、年次的な改修を進める。
- ⑯ G I G Aスクール構想の実現に向けた１人１台タブレット端末等、環境整備を実施する。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 小・中学校新築	小・中学校新築建替	諸塚村	
	小・中学校屋内運動場	小・中学校老朽屋根塗装等の整備	諸塚村	
	小・中学校屋内運動場	小・中学校照明LED化の整備	諸塚村	
	中学校屋外運動場	中学校照明LED化の整備	諸塚村	
	教職員住宅	教職員住宅建設・改修	諸塚村	
	その他	遊具の点検・整備	諸塚村	
	(3) 集会施設、体育施設等 中央公民館	中央公民館改修 中央公民館新築建替	諸塚村	
	公民館	各地区公民館改修 老朽化部分改修 ニーズに応じた施設の改修	村・公民館	
	集会施設	各地区集会所改修 老朽化部分改修 ニーズに応じた施設の改修	村・公民館	
	体育施設	総合グラウンド周辺整備(排水及び設備)	諸塚村	
		総合グラウンド照明LED化の整備	諸塚村	
		村体育館新築建替	諸塚村	
	体育施設	各地区体育館等の整備	諸塚村	
		野球場人工芝の整備	諸塚村	
		野球場照明LED化の整備	諸塚村	
		テニスコート人工芝の整備	諸塚村	
		テニスコート照明LED化の整備	諸塚村	
		屋内プール棟の整備	諸塚村	
		屋内プール棟の照明LED化の整備	諸塚村	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	幼稚園・小・中学校給食費助成 給食費の100%助成	諸塚村	
		遠距離通学児童生徒助成 バス通学(幼・小・中)定期券代の助成 遠距離徒歩通学生への送迎助成	諸塚村	
		奨学金貸付金 高校・各種学校・短大・大学生	諸塚村	
		中学校卒業祝い金 中学卒業時の支度金	諸塚村	
		廃校施設活用 廃校校舎を活用した集落活性化施設整備事業	諸塚村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共施設個別施設計画」の整備・管理等の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

人間性豊かな地域社会を創出するためには、芸術・文化の振興は欠かせない。そうした中で、本村は地理的条件から日常生活において優れた芸術や文化にふれる機会に恵まれないことから、芸術家を村内に招聘して学習活動や演劇公演の開催、コンサート等の村内誘致を行い、芸術・文化に直にふれる機会を設けている。伝統文化の保存継承については、村づくりの中心である自治公民館が主体となって積極的に取り組んでいる。特に無形民俗文化財である諸塚神楽や臼太鼓踊り、及び団七踊り等の郷土芸能は地域で育っている子ども達に地域の大人達が幼少期から指導を行い、地域全体で継承活動を行っている。「諸塚神楽」は現在、国の重要無形民俗文化財の指定手続きを進めている。

しかし、芸術・文化にふれる機会については、村民に温度差があり生涯学習の観点からは村民全体に広く浸透させていくことが求められる。伝統文化の保存継承については、若者世代の減少で後継者不足が課題となってきた。また、地域に現存する多くの有形文化財についても、適正な維持管理体制の確保と地域学習活動への利活用を図るとともに今後も埋もれつつあるものの発掘に努める必要がある。

村内には、県指定文化財になっている紋原のシコクフクジュソウ、村指定の立岩にある矢村杉、小原井神社にあるとちの木、黒岳のキレンゲショウマの4つの天然記念物があるが、それ以外にも、県の希少動植物の重要生息地に指定された黒岳一帯にあるモロツカウワミズサクラや自生の五葉松林等の貴重な植物が数多くあり、今後もその調査と適切な保護に努める必要がある。また、平成27年12月に国際機関（FAO）により世界農業遺産に認定されており、世界的にも貴重で特徴ある地域に残る農業遺産を守る取り組みを行う必要がある。

諸塚村民俗資料館には、村内の多くの方の寄贈品や委託品が収蔵されており、それらは全て、非常に評価の高い貴重な村民の財産である。しかし、収容スペースの不足と建物構造上の問題もあり、来館者のニーズに対応出来ていない。さらに、常時無人の状態で管理されている施設であることから、自由に閲覧できない状態にある。今後は、村民を含めて身近に文化財とふれあえる施設として整備し、活用することが求められる。

(2) その対策

- ① 優れた芸術・文化の鑑賞機会や伝統文化にふれる機会を拡充する。
- ② 民俗資料館の有効活用を図る。また、新たな文化財保存展示施設の整備も含めて、未展示資料の適正な管理を行う。
- ③ 文化団体の活動や文化事業等への支援を強化する。
- ④ 埋もれてしまう可能性がある地域の貴重な史跡や文化財の発掘に努めるとともに、これらの文化財を適切に保存管理する体制を構築する。
- ⑤ 地域で管理する文化財、郷土芸能等については、各自治公民館、保存会、関係者

等との連携を密にし、必要な支援を行う。

- ⑥ 文化財保護調査委員会と連携し、村内にある貴重な植物を保護するための天然記念物への指定と条例等を使っての積極的な保護施策の充実を図る。
- ⑦ 新たに認定された世界農業遺産の対象となっている「諸塚神楽」や「生物多様性の森」について、時代に適合した持続可能な保存と伝承へ適切な支援を進め、地域の活力づくりに活かすための取り組みを推進する。
- ⑧ 平成5年に国の選択無形民俗文化財に指定されている諸塚神楽は、地域住民の理解と協力を得ながら、令和7年を目途に、国指定の重要無形民俗文化財の登録を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名（ 施 設 名 ）	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
9 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	民俗資料館所蔵の資料整備	諸塚村	
		民俗資料館の施設整備事業	諸塚村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化財保存調査事業 天然記念物調査・文化財指定および保護	諸塚村	
		無形民俗文化財保存・伝承事業 後継者育成等	諸塚村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共施設個別施設計画」の整備・管理等の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 集落整備の方針

本村は地形が急峻で宅地に適した平地が少ないために集落は山腹や谷間に少数戸で点在している。さらには、地域の拠点集落からも遠距離にあって集団活動に不便を来している所もある。また、人口の減少や高齢化の進行、さらに後継者不足や嫁不足等の悪循環が重なり、共同体活動の維持が困難になりつつある集落も出てきている。

これまで、全村域くまなく生活道や林業振興のための作業道開設などの基盤整備や合併処理浄化槽の設置など環境整備事業等も推進してきているが、集落内の人口減少はそれらの維持管理に要する労力不足に繋がってきており、残っている住民の負担が大きくなっている。

また、祭りや葬儀等は、集落内の相互扶助活動で支えられていたが、集落の人口減少や高齢化等により、その継続や集落内実施が危ぶまれている。特に葬儀は集落内で無理になると、遠方の葬儀場に出掛けることになり、交通手段の確保や葬儀の経費負担が大きな課題になってきている。こうした状況ではあるが、今なお、村民の郷土愛は高いものがあり、今後とも、適正な村土を維持し、活力ある地域社会を維持して行くためには、さらなる生活環境の整備を推進する必要がある。

イ 集落活動の再編整備

本村では、16の自治公民館が組織され、高齢者・壮年・婦人・青年、子ども会等がそれぞれの役割を担って地域発展のために活動しているが、人口減少、少子高齢化等により、組織活動力の低下が大きな課題になっている。それを受けて、平成13年に自治公民館問題検討会を設置し、公民館の編成の見直しや組織活動の内容改善、高齢者・婦人・青年等に求める役割の多様性等を検討した。その後、検討会の答申等に基づき、各公民館との協議を行っているが、利害関係がからみ、容易に前進していない。今後も同様の取り組みが必要である。

(2) その対策

- ① 集落間の連携や連絡強化のため、生活道や作業道等が効率的な循環道路となるよう整備を図る。
- ② 生活基盤の維持管理に要する住民の労力や経費負担の軽減を図るため、行政や民間企業等が保有する人力や機材等の有効活用を図る。
- ③ 各自治公民館において、自らの意志で現状と課題分析を行い、将来に向けての計画的な対応策を住民自らが発案する環境づくりを推進する。行政は、その計画に応じて必要な支援を行う。
- ④ 集落の美化や伝統芸能の保存継承などを行政と住民が連携して推進する。
- ⑤ 都市との交流を通じて地域の活性化を図るための交流事業を推進する。

- ⑥ 社会教育の充実を図り、地域づくり活動を支援する。
- ⑦ 村内在住の未婚者への出会いの場づくりを行政、集落及び民間団体が連携して積極的に取り組む。また、仕事の確保、住まい整備及び子育て支援などの総合的な定住推進のための支援策を充実し、持続可能な社会づくりを推進する。
- ⑧ U・I・J ターンの受入による移住定住促進を行うために、地域住民と一体となって、対象人材の発掘や周知を行い、地域ぐるみでの受入を推進する。また、仕事や生活体験を組み込んだお試し滞在事業等の推進策を実施する。
- ⑨ 集落活動維持のための人的な支援体制づくりや村内に葬祭場を整備することや集落での葬儀が出来るようにするための民間支援策等の検討を行う。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落定住促進事業 移住定住推進事業 空き家/移住関係地区別会議、空き家調査	諸塚村	
		みちゆき推進事業 結婚活動推進事業	諸塚村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共施設個別施設計画」の整備・管理等の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 1 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーは、二酸化炭素の排出量が少ない、太陽光や風力、水力、地熱といった自然界に存在するエネルギーである。

風力発電は、平成 28 年度に民間事業者が諸塚村と五ヶ瀬町境に風車 8 基を設置し、今後も第 2 期工事として 4 基の追加計画がある。

太陽光発電は、NEDO 補助事業で平成 25 年に諸塚小学校の屋根に非常用電源用の設備を設置し、平成 30 年度に柳の越園芸団地および井戸園芸団地に売電用設備を設置している。発電した電気は九州電力に売電し、その収入は村の発電事業特別会計として運用している。

小規模水力発電については、平成 27～28 年度事業で、川の口地区の水利組合の農業用水を活用し、最大出力 19.5KWh の売電用発電施設を整備した。発電した電気は九州電力に売電し、その収入は村の発電事業特別会計として運用している。

バイオマスは、平成 12 年に木質バイオマス検討会、平成 30 年に諸塚村バイオマス発電事業検討委員会を設置した。令和 3 年 4 月からは、諸塚村有地にあった耳川広域森林組合木材加工センター第一工場跡の村施設を貸し出して、民間企業によるバイオマス発電用のチップ製造も行われている。

今後は、現在の施設の維持管理や、本村の自然環境を維持したまま活用できる再生可能エネルギーの検討がさらに必要になる。

(2) その対策

- ①環境に配慮した水力、太陽光などの再生可能エネルギー関係施設を計画的に整備する。
- ②現存施設の維持管理を計画的に行う。
- ③木材産地である諸塚村の特性にあった地産地消の地域型木質バイオマス発電事業の調査研究とその整備を実施する。
- ④再生可能エネルギーに対する村民への情報提供を行い、行政と地域が一体となった取組を検討していく。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電	諸塚村	
		風力発電	諸塚村	
		木質バイオマス発電事業	諸塚村	
		小水力発電事業	諸塚村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共施設個別施設計画」の整備・管理等の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 一般社団法人ウッドピア諸塚

本村は九州山地の中央部にあり、村土の 91%を占める森林を生かした林業を主体として、椎茸・茶の栽培、和牛繁殖等との複合経営を推進してきた。しかし、木材や椎茸価格の長期低迷により、農林家の経営は厳しく、後継者の確保が進まず、高齢化が進み、森林の適正な管理も難しくなってきた。

そこで、平成 7 年 3 月に基幹産業である林業の担い手の育成と村内農林家の人手不足を補い経営の安定化を図るために財団法人ウッドピア諸塚を設立した。設立後、森林作業道等の基盤整備と最新の林業機械等の導入による効率的な経営による収益性の向上を図り、合わせて森林の持つ公益的機能の保全を図ってきた。

この組織は、設立当初の基金約 10 億円、及び山林の財産運用を経営の一助にしているが、これらの財産の運用益が低金利下で大幅に見込みを下回っていることと、若手後継者の育成という公益的部門を兼ねていること、さらに、材価の低迷で林産収入の減少や畜産部門の不振もあり、厳しい経営を余儀なくされている。そうした中、全国的に、公益法人の見直しが求められ、ウッドピア諸塚もその対象となり、平成 26 年度に財団法人から、一般社団法人に移行した。このため、税制面での優遇措置の縮小など運営コストの上昇が確実であり、今後の運営が危惧される状況になっている。一方で、日向市に大手の中国木材㈱の進出や木材を燃料とするバイオマス発電施設が県内でも乱立し、そこへの木材需要が急増しており、この面における業務拡大が望める状況になってきている。

今後は、一般社団法人として、その戦略性を持った経営手腕が問われる状況になってきている。

イ 特産品の生産と販売促進

諸塚村の特産加工品は、主に地域単位の女性加工グループによって製造、販売されている。従来から、この部門は、生活に密着した貴重な地域の就労の場であり、高齢者の社会参加による生き甲斐づくり、生涯現役を実践する手段としても非常に重要であった。しかし、近年、消費者ニーズの変化で産地間競争に加えて、大手の進出、ネットによる通信販売の急増など流通の変革が進んでいる。新しいニーズに対応した加工品の容量や包材変更などのブラッシュアップ対策および新商品の開発も求められている。また、製造の現場施設の老朽化が見られ、設備更新の必要も出てきている。また、経理管理の部門の重要性も高まってきているが、それを担う人材の養成やグループ構成員の育成も急務である。村外販売促進は、加工グループ独自でも活動しているが、ウッドピア諸塚の特産品販売部門「もろっこはうす」が大きな鍵を握っている。

平成 23 年から、(一社) ウッドピア諸塚の運営する菌床栽培施設でのキクラゲのブロック製造と栽培が始まり、新規取引先として首都圏を中心に店舗展開するスー

プストックトーキョーで平成 27 年から取扱され、平成 28 年からは乾し椎茸も採用され、重要な取引先となっている。これらの新規取引先は、製品の製造過程での厳しい審査があるが、FSC®森林認証による信頼性ととも、諸塚村椎茸選別場の製造ラインの改修を実施したことも、決め手となった。今後も、大手流通との取引には、生産履歴の信頼性と製造ラインの維持管理は必須で、HACCP（食品衛生管理手法）等の導入も視野に入れる必要がある。

主力の椎茸は、流通市場の変化により、これまで長年の取引先の廃業や弱体化もあり、新しい販路の開拓が急務となっている。消費者ニーズの変化で乾し椎茸の需要の縮小が見られるが、和食の原料としての乾し椎茸の評価は高いため、スライス品や粉末品および食べやすく戻した 2 次加工品の商品開発が急務である。

また、加工グループの商品もその質の良さから都会の量販店等からの引き合いが増えているが、小規模の加工グループであることから、品揃えやリアルタイムでの取引手続き、トラブル処理、信用の担保策など難しい点が多いことから、もろっこはうすを通しての取り扱いを求められている。

令和元年度まで、宮崎市内に宮崎市と共同で特産品販売所「海幸・山幸」を設置していたが、宮崎市の再開発の計画もあり、惜しまれながらも閉店した。初期投資と運営コスト、そして運営人材の関係で、再度の販売所設置は検討中である。ただ、現在でも宮崎市内に多くの顧客を抱えており、その要望もあり、宮崎市内での定期的な販売会を実施している。

ウ 公共施設等の適切な維持管理

役場庁舎をはじめとする、本村所有の各公共施設等は、諸塚村公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に整備されている。また所有車両についても、一般車両の総務課一括完管理を進め、経年劣化や乗車距離に応じ、更新を行っている。

特に、「水銀による水俣条約」を受け、2020 年に水銀灯が廃止されたことにより、各体育館をはじめとする照明器具の更新が急務になっている。あわせて、消費電力の削減や照明器具の長寿命化によるランニングコスト削減等に貢献できる、照明の LED 化も図っていく。

今後も、施設等の長寿命化や、環境に配慮した備品の使用等の計画的な執行が必要となる。

（2）その対策

- ① 一般社団法人ウッドピア諸塚の設立の趣旨に沿って、体制の強化を図り、経営部門の拡充や事業量の拡大を目指すと共に、若手林業従事者の育成や村土保全という公的役割を持続的に担うための運営資金の支援を行う。
- ② 専門性や効率化を推進する林業用機械の導入により低コスト化や効率化を図るとともに、若手林業後継者の技術向上を目指す。
- ③ 特産品としての椎茸販売では、生産者ともろっこはうす及び J A 日向諸塚支店と

連携し、諸塚村産の高品質の商品を確実に確保できるような体制づくりを行う。
また、乾し椎茸の直販の新規取引先の開拓も進める。

- ④ 乾し椎茸の新しいニーズに対応した加工商品の調査研究と製造および販路開拓を行う。
- ⑤ 新たな特産品加工グループの育成、既存グループの新たな施設整備や既存施設の改修による施設の充実と必要に応じた経営支援をすることで、集落の貴重な就労の場、地域活性化の場づくりを推進する。
- ⑥ 参加間競争の生き残りを掛けた特産品加工グループの新商品開発の支援を行うとともに、もろっこはうすによる販売促進活動の支援を行う。新たにモニターツアーの実施や観光協会が主催するエコツアーと連携するなどして、顔の見える関係の顧客開拓を行うほか、消費者ニーズにあった商品の開発を促進する。
- ⑦ （一社）ウッドピア諸塚の特産品販売部門である「もろっこはうす」の運営や取引先開拓の支援を行う。
- ⑧ 村外での定期的な販売会および常設の販売台の確保をすすめつつ、体制が整えば、村外のアンテナショップ設置も視野に入れ、販路拡充・開拓を実施し、生産者および加工グループの所得向上に寄与する。
- ⑨ 生産履歴と製造ラインの信頼性を担保するため、椎茸生産者、椎茸選別場および加工グループ加工場での HACCP（食品衛生管理手法）、GAP（農業生産工程管理）等の適切な認証制度の導入を行う。
- ⑩ 地域住民また来村者の使いやすさ、長期的な視点と環境への十分な配慮をした上で、公共施設の新築・改築・修繕（LED化等）を行う。
- ⑪ 車両等の備品については、ハイブリット車及びEV車等の環境に配慮した更新を進める。

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
12 その他地域の特続的发展に関し必要な事項	林業事業 過疎地域特続的发展特別事業	一般社団法人 ウッドピア諸塚 運営資金の補助	諸塚村	
		高性能林業機械の導入補助	ウッドピア	
		一般社団法人ウッドピア諸塚組織強化事業	諸塚村	
		林業担い手対策事業	諸塚村	対象: 森林組合・ウッドピア
		緑のふるさと協力隊員受け入れ事業	諸塚村	
	加工施設 過疎地域特続的发展特別事業	特産品開発補助 6 件	諸塚村	
		施設改善補助 6 件	諸塚村	
		経営改善補助 6 件	諸塚村	
		特産品加工施設整備 6 件	諸塚村	
	物流販売施設 過疎地域特続的发展特別事業	特産品流通販売施設整備事業	諸塚村	
		特産品販売促進事業 販路の開拓等・商品開発・顧客獲得等	諸塚村	
	公共施設等 村役場庁舎管理 公共施設 公用車等整備品	村役場庁舎整備 庁舎のLED化	諸塚村	
		公共施設整備 施設のLED化	諸塚村	
		公用車等整備 環境に配慮した車両への更新	諸塚村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「諸塚村公共施設等総合管理計画」及び「諸塚村公共施設個別施設計画」の整備・管理等の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

事業計画

(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の 促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住交流促進事業 都市部等・移住相談、お祝い滞在、移住サポーター	諸塚村	
		移住支援事業 移住支援金、起業支援金	諸塚村	
		関係人口構築推進事業 移住定住推進協議会、都市部拠点整備・交流	諸塚村	
		インターンシップ事業 大学生等のインターンシップ受入、住民との交流	諸塚村	
	(2) 地域間交流 公民館研修	地域間交流事業の推進 人材育成研修等	諸塚村	
	(3) 人材育成	村内人材の育成 人材育成研修等	諸塚村	
		縁のふるさと協力隊員受入れ事業	諸塚村	
		外部人材の受入育成 地域おこし協力隊等の人材受入	諸塚村	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	諸塚村茶部会活動事業 会員 140 名	諸塚村・J A	
		茶園予防事業	諸塚村	
	林業	諸塚村椎茸部会活動事業 会員 140 名	諸塚村・J A	
		自伐林家育成支援事業	諸塚村	
	(7) 商工業 その他	自営業者後継者育成・起業支援事業	諸塚村・商工会	
		諸塚商店街まちづくり推進事業	諸塚村・商工会	
		空店舗対策事業	諸塚村・商工会	
	(8) 観光またはレクリエーション	観光協会組織強化事業	諸塚村・ 観光協会	
		交流の村づくり推進事業	諸塚村・ 観光協会	組織体制整備・法人化推進
		観光施設管理民間活力推進事業	諸塚村・ 観光協会	交流事業の企画運営・広報
		公園・広場等整備事業 森林公園管理 (美観維持)	諸塚村	
		体験交流メニュー造成・実証事業	諸塚村・観光協会	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	ア 道路			
	(1) 市町村道 道路	道路維持管理体制の整備	諸塚村	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	定期路線バス運行事業 近隣市町村を結ぶバスの運行	諸塚村	
		地域路線バス運行事業 村内廃止路線代替バスの運行	諸塚村	

事業計画

(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設維持管理事業	諸塚村	
	(2) 下水処理施設 その他	下水道施設維持管理事業	諸塚村	
		入郷衛生組合負担金	諸塚村	
	(6) 過疎地域持続的発展事業	生物多様性保全事業 企業の森整備	諸塚村	
		希少動植物保全事業 保護地 保護巡視活動、保護権設置等	諸塚村	
		地域環境美化活動の推進 ※SDGs対策経費	諸塚村	
	(7) その他 防災	防災避難体制の整備 避難施設整備事業	諸塚村	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設	特別養護老人ホームせせらぎの里指定管理委託事業	諸塚村	
		介護人材確保事業	諸塚村	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者等包括支援事業 地域包括支援センター運営事業	諸塚村	
		介護・医療包括総合事業	諸塚村	
		介護予防事業 生きがい通所事業 軽度生活援助事業 日常生活用具給付事業 配食サービス事業 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 緊急通報システムサービス事業 介護予防教室開催事業	諸塚村	
		高齢者生活支援事業 ふれあいタクシー運行事業 高齢者バス運賃助成事業 鍼灸マッサージ助成事業 高齢者住宅改修助成事業 高齢者生活福祉センター運営事業	諸塚村	
		高齢者生きがい活動支援事業 老人クラブ活動支援事業 敬老事業 シルバー人材センター運営事業	諸塚村	
		老人保護措置事業 養護老人ホーム入所措置事業	諸塚村	
		障害者生活支援事業 介護給付サービス事業 住宅改修助成事業	諸塚村	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	医師確保事業 計画的な医師確保	諸塚村	

事業計画

(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	幼稚園・小・中学校給食費助成 給食費の100%助成	諸塚村	
		遠距離通学児童生徒助成 バス通学(幼・小・中)定期券代の助成 遠距離徒歩通学生への送迎助成	諸塚村	
		奨学金貸付金 高校・各種学校・短大・大学生	諸塚村	
		中学校卒業祝い金 中学卒業時の支度金	諸塚村	
		中学校卒業祝い金 中学校卒業時の支度金	諸塚村	
		廃校施設活用 廃校校舎を活用した集落活性化施設整備事業	諸塚村	
9 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化財保存調査事業 天然記念物調査・文化財指定および保護	諸塚村	
		無形民俗文化財保存・伝承事業 後継者育成等	諸塚村	
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落定住促進事業 移住定住推進事業 空き家/移住関係地区別会議、空き家調査	諸塚村	
		みちゆき推進事業 結婚活動推進事業	諸塚村	
12 その他地域の持続的発展に必要事項	林業事業 過疎地域持続的発展特別事業	一般社団法人カドビア諸塚 運営資金の補助	諸塚村	
		一般社団法人カドビア諸塚組織強化事業	諸塚村	
		林業担い手対策事業	諸塚村	対象： 森林組合・ウッドピア
	特産品開発支援 加工施設 過疎地域持続的発展特別事業	特産品開発補助 6 件	諸塚村	
		施設改善補助 6 件	諸塚村	
		経営改善補助 6 件	諸塚村	
		特産品加工施設整備 6 件	諸塚村	
	物流販売施設 過疎地域持続的発展特別事業	特産品開発支援事業 販路の開拓等・商品開発・顧客獲得等	諸塚村	